

第4章 全体構想（分野別構想）

書式変更：フォント：24 pt

- 4-1 土地利用に関する方針
- 4-2 道路・交通に関する方針
- 4-3 自然環境及び公園・緑地に関する方針
- 4-4 生活環境に関する方針
- 4-5 景観に関する方針
- 4-6 産業振興・交流に関する方針

書式変更：フォント：18 pt

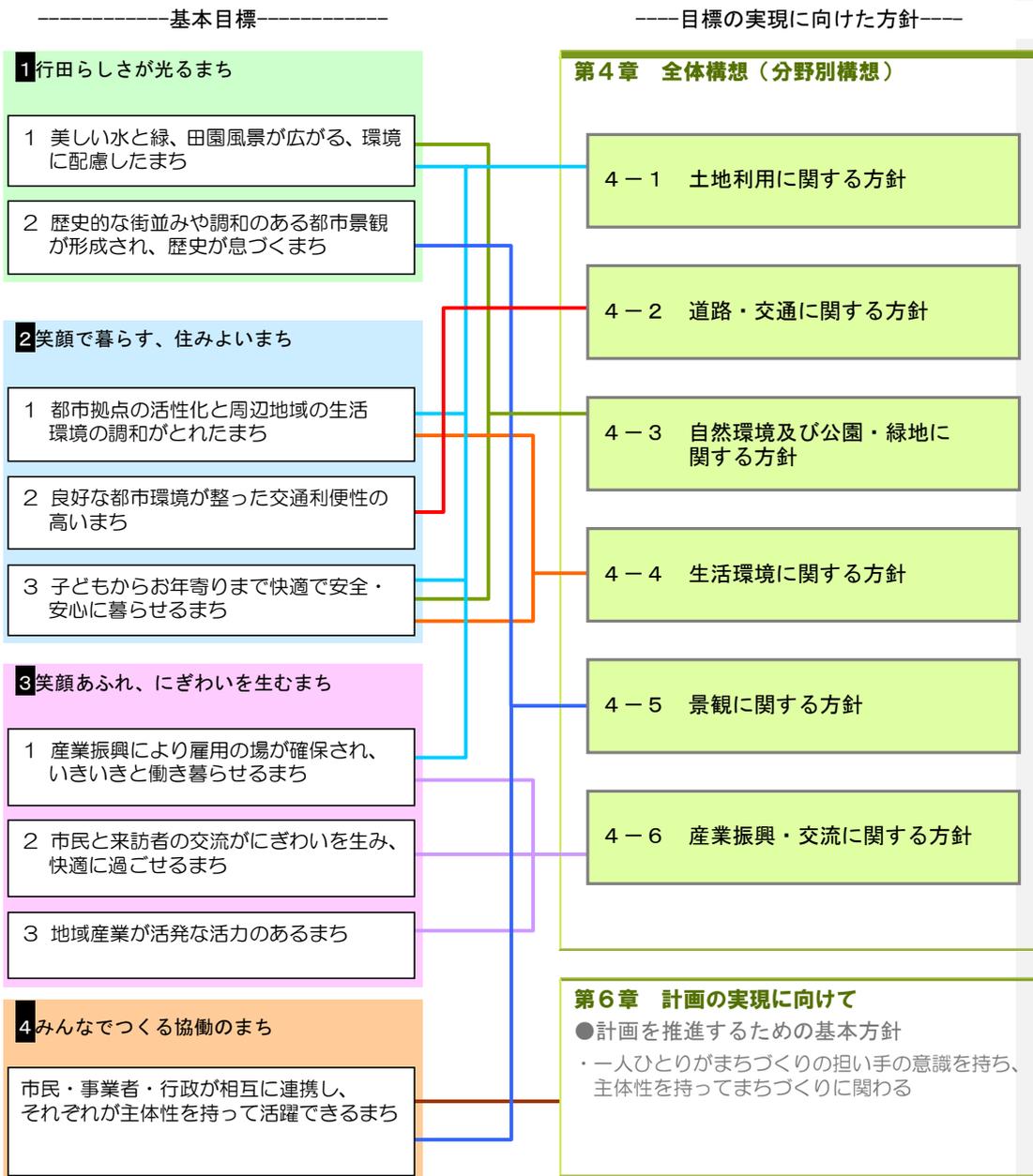
書式変更：インデント：最初の行：7.08 字

書式変更：インデント：最初の行：5.11 字

各章のタイトルは全て↑のフォントサイズ（18）で
お願いします

全体構想

基本目標と分野別構想の関係図



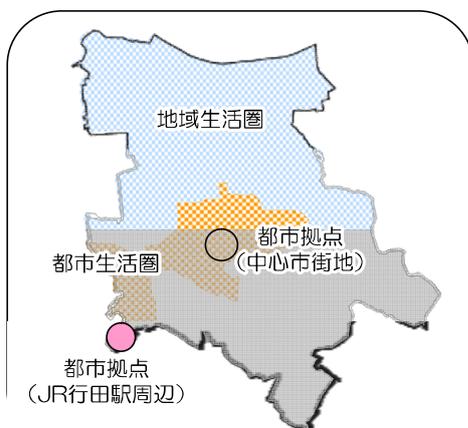
4-1 土地利用に関する方針

■ 基本的な考え方

これからのまちづくりでは、将来人口フレームにふさわしい環境負荷*の小さな集約・連携型の都市構造の実現に向けて、多様な都市機能*を都市拠点に集約し、あわせて公共交通などのネットワーク機能を強化することが求められています。

「都市拠点」においては、多様な都市機能を集約し、歩いて暮らせるまちづくりを進めます。

「都市生活圏*」と「地域生活圏*」は、都市機能の役割を分担し、それぞれの暮らしの質の向上を図るとともに、産業の活性化に向けた土地利用の見直しにより、まちの活力を創出します。

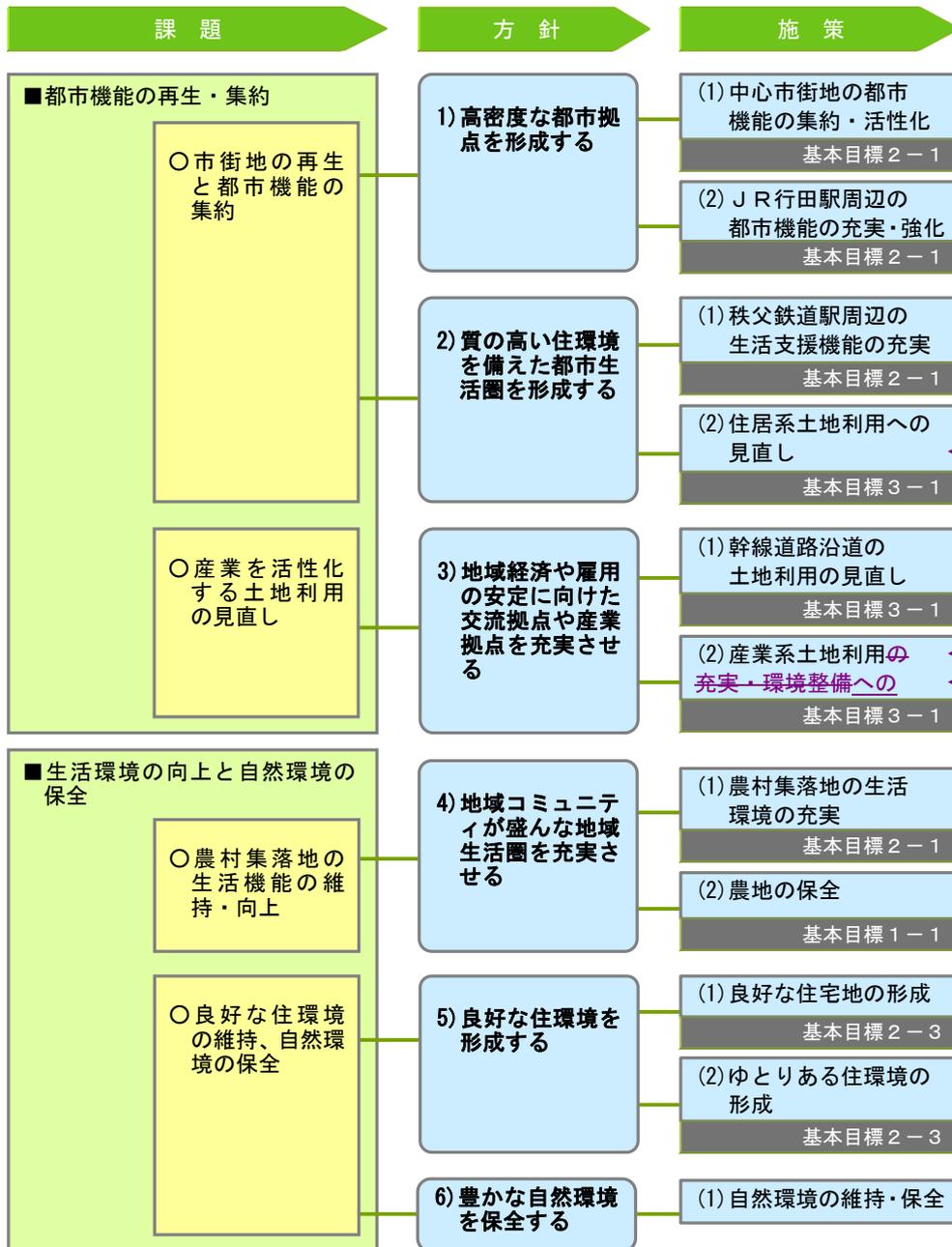


主体構想

表の書式変更

土地利用の基本的な考え方			
都市的 土地利用	産業系 土地利用	商業系 土地利用	地域特性や立地特性を活かしながら、商業・交流機能を集積し、それぞれ個性ある都市のにぎわいを創出します。
	商業系 土地利用	工業系 土地利用	工業地の充実を図るとともに、周辺の生活環境・自然環境との調和を図りながら、まちの産業活力を創出します。
		住居系 土地利用	都市基盤の整備と公共交通などの充実を図り、暮らしやすく快適な住環境*を形成します。
自然的 土地利用	農業系 土地利用		農地の保全を図り、農村集落地*では、豊かな自然と共生する生活環境を形成します。
			河川、水路などの豊かな自然環境を形成します。

■ 土地利用に関する体系図



書式変更: インデント: 左 1.05 字, 最初の行: 0.5 字

書式変更: インデント: 左: 0 mm, 最初の行: 0 字

書式変更: インデント: 左 0 字, 最初の行: 0 字

方針1) 高密度な都市拠点を形成する

(1) 中心市街地の都市機能^{*}の集約・活性化

- 商業・福祉・観光など様々な都市機能を集約するため、市街地開発事業などに取り組みます。
- まちなか居住^{*}を促進するため、民間事業者との連携^{*}を図り、住宅の共同化などを促進するとともに、市街化調整区域^{*}における都市計画法第34条第11号区域^{*}の見直しに取り組みます。



中心市街地



まちなか居住を進めるための取組み

出典：国土交通省

(2) JR行田駅周辺の都市機能の充実・強化

- 駅周辺の機能を充実させるため、行政サービス施設の充実を図るとともに、駅前広場の再整備に取り組みます。また、子育て支援施設や商業施設の整備を促進します。
- 交通結節機能^{*}を充実させるため、駐車場・駐輪場の整備を促進します。

方針2) 質の高い住環境^{*}を備えた都市生活圏^{*}を形成する

(1) 秩父鉄道駅周辺の生活支援機能の充実

- 秩父鉄道持田駅・東行田駅の周辺では、交通結節機能^{*}を強化するため、駐車場・駐輪場の整備を促進します。
- 秩父鉄道熊谷駅と持田駅間に新駅の設置を働きかけます。

(2) 住居系土地利用への見直し

- 持田地区や前谷地区においては、ゆとりある魅力的な住宅地を形成するため、住居系土地利用への見直しを検討します。(住居系土地利用検討ゾーン)
- 新たな住宅地においては、エコタウン^{*}のモデル地区としての整備に取り組みます。

方針3) 地域経済や雇用の安定に向けた

交流拠点や産業拠点^{*}を充実させる

(1) 幹線道路^{*}沿道の土地利用の見直し

- 行田市総合公園周辺における、観光情報の発信機能や、地域物産販売機能などを備えた交流拠点の整備に取り組みます。
- 国道や県道などの幹線道路の沿道では、沿道サービス施設などを誘導するため、土地利用の見直しを検討します。(幹線道路沿線土地利用検討ゾーン)

(2) 産業系土地利用の充実・環境整備への見直し

- 産業振興を図るため、新たな産業系用途の土地利用を検討します。(産業系土地利用検討ゾーン)



産業系土地利用

方針4) 地域コミュニティ※が盛んな地域生活圏※を充実させる

(1) 農村集落地※の生活環境の充実

- 道路や水路などの基盤整備や、地域公共交通※の機能強化を推進します。また、生活を支える身近な小規模店舗などを誘導します。
- 秩父鉄道武州荒木駅周辺の活性化を図るため、駐車場や駐輪場などの整備を進めるとともに、土地利用の見直しを検討します。
- 新たな宅地開発については、開発許可制度※の適切な運用を行い、秩序ある土地利用を図ります。



農村集落地

(2) 農地の保全

- 生産性の高い集団的な優良農地は、生産機能を維持するとともに、遊水機能※などの多様な環境機能をもつ緑地として保全します。



集団的な優良農地

方針5) 良好な住環境*を形成する

(1) 良好な住宅地の形成

- 工場と住宅が混在する市街地では、工場の操業環境と住環境の調和を図るため、地区計画*の指定に取り組みます。
- 老朽住宅などが密集する市街地においては、建物倒壊や火災の延焼などに対する安全性を確保するため、道路拡幅などの都市基盤整備や、防火地域*などの指定に取り組みます。

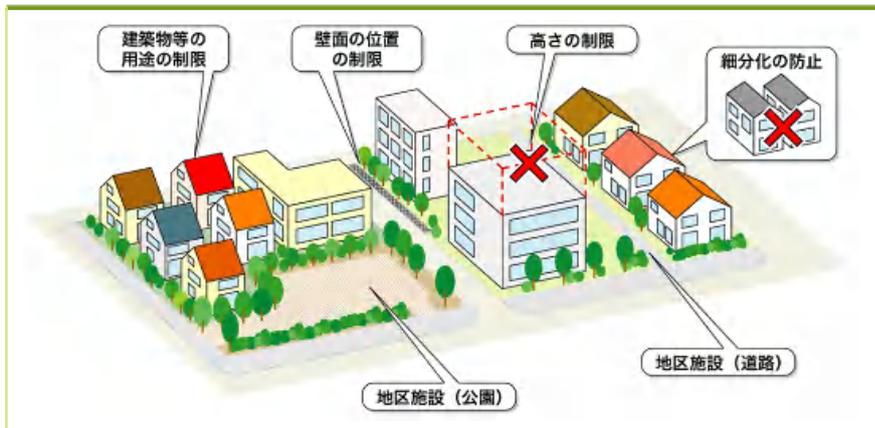


図 地区計画のイメージ

(2) ゆとりある住環境の形成

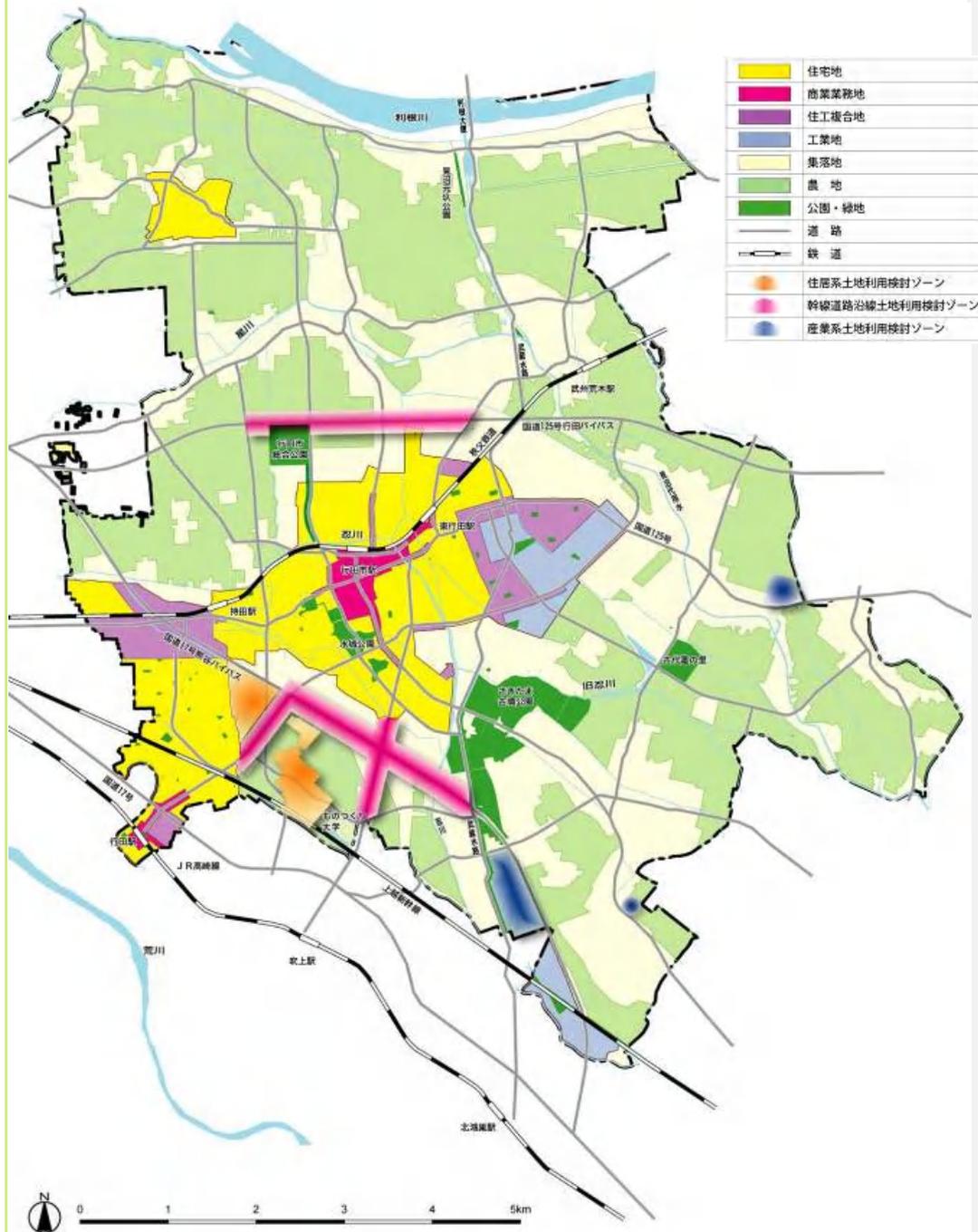
- 良好な住環境やゆとりある市街地を形成するため、地区計画などの指定に取り組みます。
- 住居専用地域は、日常生活を支える身近な小規模店舗の立地などを可能とするため、用途地域*の見直しについて検討します。

方針6) 豊かな自然環境を保全する

(1) 自然環境の維持・保全

- 河川、水路、田園などの自然環境を維持・保全するとともに、観光・レクリエーションの場としての活用を検討します。

土地利用構想図(土地利用検討方針図)



主体構想

4-2 道路・交通に関する方針

■ 基本的な考え方

これからのまちづくりでは、都市拠点とそれぞれの生活圏を公共交通のネットワークで連携*した、「つなぐ」「めぐる」「つどろ」を念頭においた道路・公共交通の整備が必要です。

「都市拠点」においては、歩いて楽しいまちづくりを進め、中心市街地の回遊性の向上を図ります。

「都市生活圏*」においては、鉄道交通の機能強化や駅周辺の交通基盤を充実させるとともに、歩行者の安全性・快適性を重視し、少子化・超高齢社会*に対応した、歩いて暮らせるまちづくりを進めます。

「地域生活圏*」においては、生活道路*ネットワークの強化を図るとともに、バスなどの地域公共交通*ネットワークを充実し、農村集落地*の利便性の向上を図ります。

また、本市の強みである平坦な地形を活用した自転車交通環境の充実や、地域産業を支える道路交通環境の整備・充実を図ります。

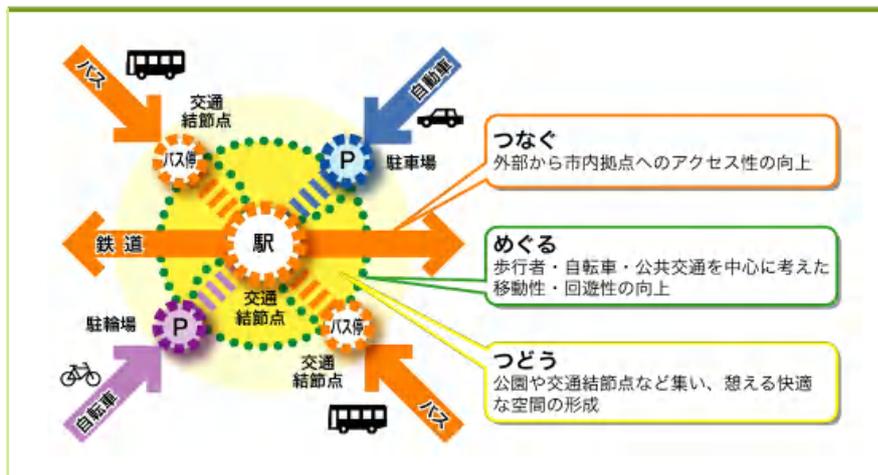
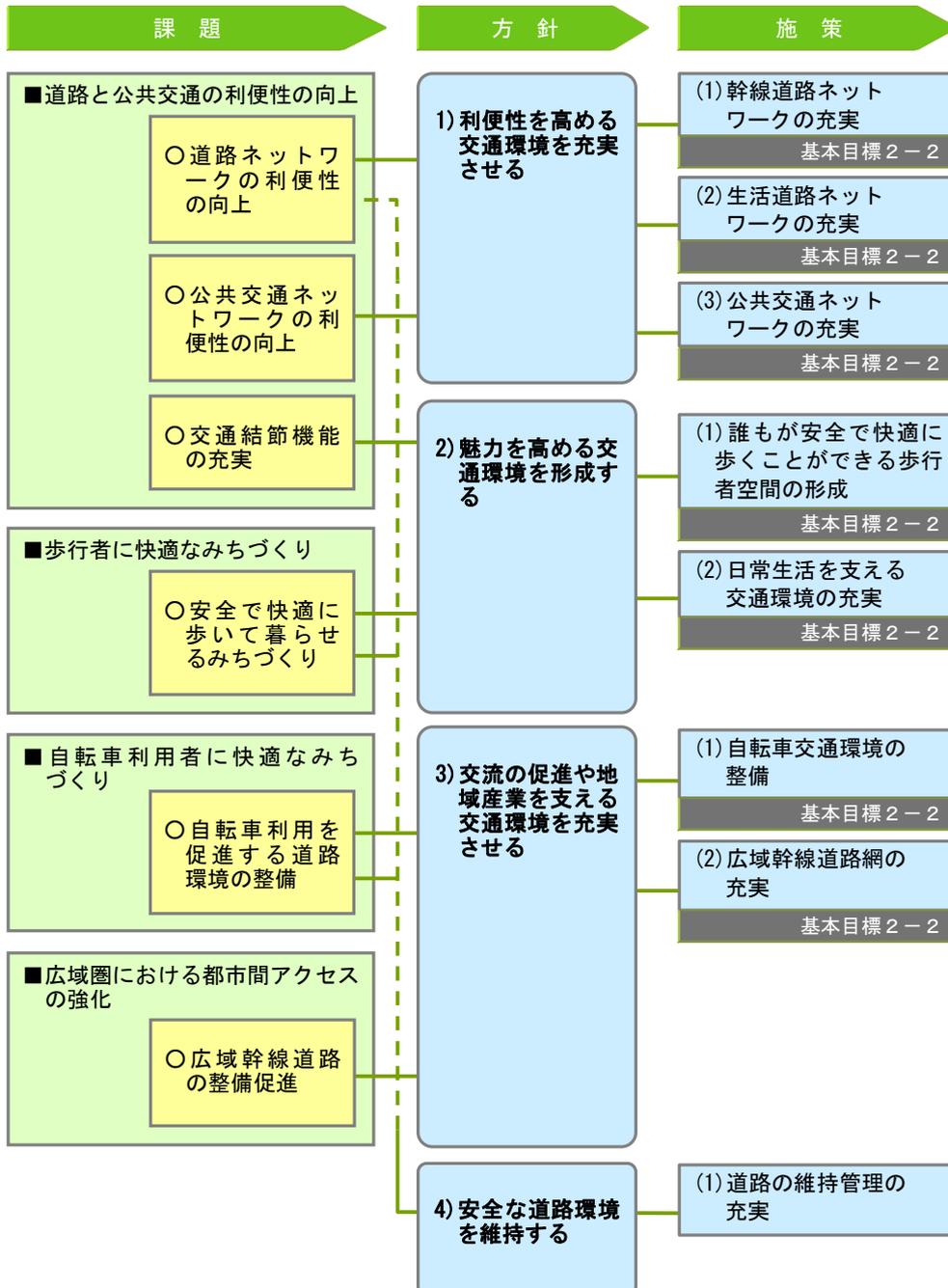


図 「つなぐ」「めぐる」「つどろ」の役割イメージ

■ 道路・交通に関する体系図



◆ 道路の区分

本計画では、道路の役割を以下のように区分します。

- ◇ 広域幹線道路 … 高速道路のインターチェンジなどへアクセスする地域高規格道路や一般国道
- ◇ 幹線道路 … 近隣市を結ぶ広域交通を担う県道や、都市拠点と農村集落地*などを結ぶ主要な幹線市道
- ◇ 生活道路 … 主として地域住民の日常生活に利用される道路で、自動車の通行よりも歩行者及び自転車の安全確保が優先されるべき道路

方針 1) 利便性を高める交通環境を充実させる

(1) 幹線道路*ネットワークの充実

- 生活環境の利便性を向上するとともに、地域間の交流を促進するため、幹線道路の整備を促進します。
- 交差点改良などにより、交通渋滞の緩和を図るとともに、生活道路*への通過車両の抑制に取り組みます。
- 安全性や快適性に加え、周辺の景観や生態系など環境に配慮した道路整備に取り組みます。
- 長期にわたり未整備となっている都市計画道路*については、社会経済情勢や地域環境等の変化に対応し、必要に応じて見直します。

【主に取組む道路】

- 一般県道 … 行田市停車場酒巻線バイパス（北進道路）
（都）常盤通佐間線
—— 騎西鴻巣線
- 市道 … 市道第2.1-2号線
市道第6.1-1号線「（都）持田前谷線」
市道第10.1-3号線



南大通線

(2) 生活道路*ネットワークの充実

- 生活道路の整備を推進するとともに、緊急車両の通行を確保するため、狭隘な道路の解消を推進します。
- 狭隘な踏切などについては、鉄道事業者と連携*して踏切改良などを推進します。

(3) 公共交通ネットワークの充実

- 地域公共交通*の利便性向上を図るため、利用者のニーズに応じたデマンドバス*などの導入に交通体系の構築に取り組みます。
- 鉄道事業者や路線バス事業者と連携して、輸送力の増強を検討し*まずに取り組みます。



ラッピングバス*

方針2) 魅力を高める交通環境を形成する

(1) 誰もが安全で快適に歩くことができる歩行者空間の形成

- 誰もが安全で快適に歩くことのできる交通環境の整備に向けて、ユニバーサルデザイン*による整備を推進します。
- 歩行者や自転車の安全確保を図るため、地域の実情に即して、交通規制や車道との分離などの安全対策を推進します。
- ポケットパーク*や休憩所など、市民や来訪者が集うオープンスペース*の整備を推進します。



生活道路の安全対策のイメージ

出典：警察庁（警察白書）

(2) 日常生活を支える交通環境の充実

- 鉄道駅やバス停周辺における交通結節機能*の強化を図るため、駐車場案内の充実や、駅前広場や駐車場、駐輪場の整備に取り組みます。
- 地域の交通拠点となるバス停と、商店・コンビニエンスストアなどの生活支援施設との近接配置などを検討します。

方針3) 交流の促進や地域産業を支える交通環境を充実させる

(1) 自転車交通環境の整備

- 利根川やさきたま古墳公園などの自然や忍城址周辺の歴史を巡るサイクリングロードをはじめとした、自転車交通環境の整備を推進します。
- 自転車の安全な交通環境を確保するため、自転車レーンなどの設置に取り組みます。
- 来訪者が便利に利用できるよう、観光レンタサイクルの更なる充実に取り組みます。



サイクリングロード

(2) 広域幹線道路*網の充実

■高速道路や圏央道のインターチェンジへのアクセス強化や交通渋滞の緩和に向けて、広域幹線道路の整備を促進します。

【主に取組む道路】

- 熊谷渋川連絡道路、上尾道路
- 国道 125 号行田バイパスの 4 車線化
- 利根川新橋

方針 4) 安全な道路環境を維持する

(1) 道路の維持管理の充実

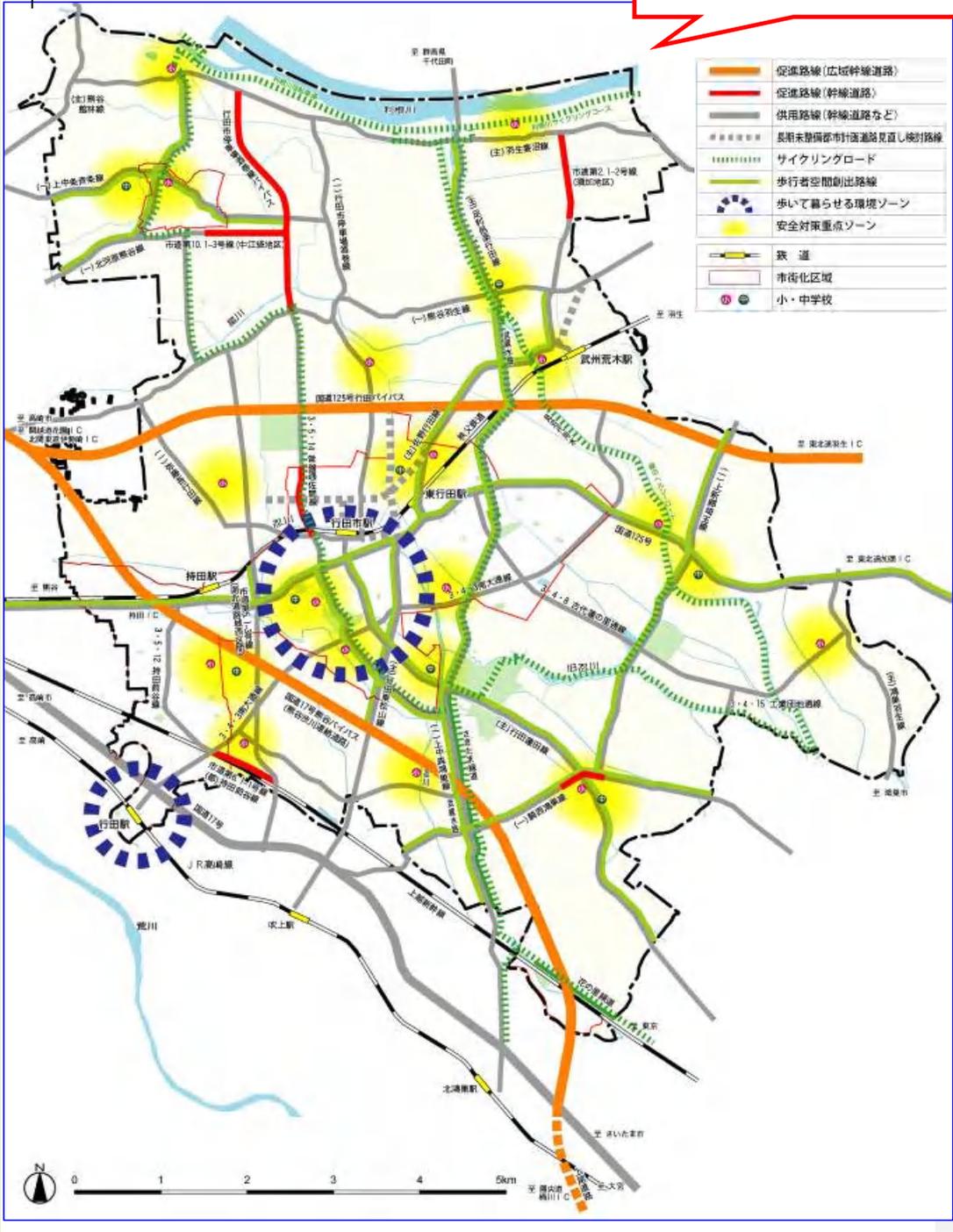
- 道路の計画的な維持管理に取り組むとともに、自治会等地域組織やNPO*、事業者などと連携*して、道路の里親制度*を推進します。
- 橋梁長寿命化*修繕計画に基づき、老朽化した橋梁の修繕や架替えを推進します。



市民による道路の維持管理活動の様子

騎西鴻巣線を削除（要差し替え）

道路・交通構想図



4-3 自然環境及び公園・緑地に関する方針

■ 基本的な考え方

本市は、さきたま古墳公園や水城公園、古代蓮の里などの大規模な公園と、地域コミュニティ*の場としての身近な公園を数多く有しています。また、利根川をはじめとする河川が幾重にも流れ、身近に感じる水辺空間が形成されています。

公園等の緑地には、ゆとりや憩いを感じるオープンスペース*としての機能に加えて、多様な生物の生息環境の機能、環境保全機能、延焼防止や防災拠点としての防災機能、良好な景観の形成など、多様な機能があります。

これらの機能が十分に発揮されるよう、「緑の基本計画*」に基づき、行田らしい水と緑のまちづくりを進めます。

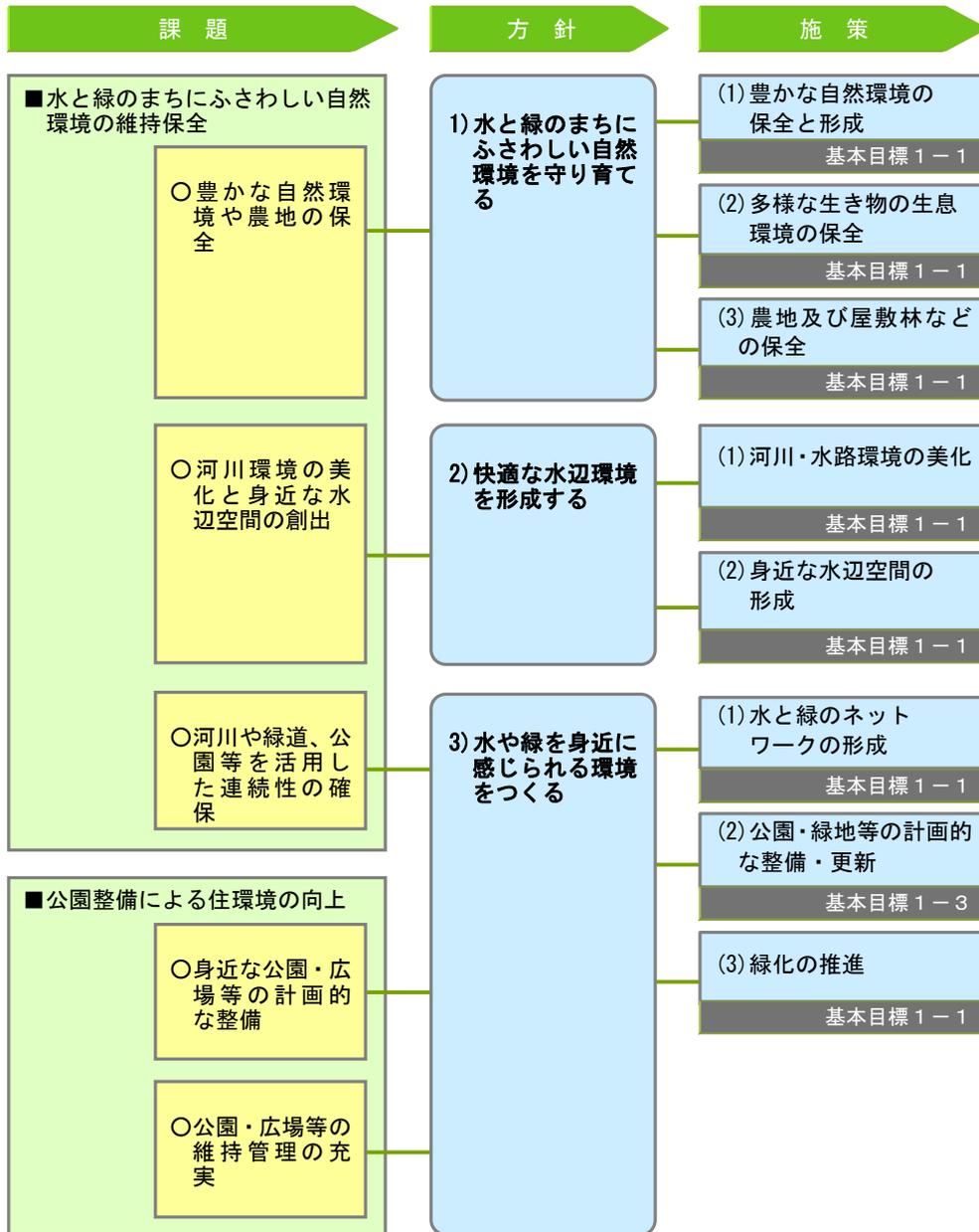


水城公園



丸墓山古墳からの眺望

■ 自然環境及び公園・緑地に関する体系図



方針1) 水と緑のまちにふさわしい自然環境を守り育てる

(1) 豊かな自然環境の保全と形成

- 河川や公園など、豊かな自然環境を保全します。
- 自然の森の再生に向けた緑化を推進するとともに、市民及び事業者の意識の醸成を図るため、自然環境の保全・育成に関する講演会などを開催します。

【主な取組み】

- 森づくり環境再生事業の推進



森づくり環境再生事業

(2) 多様な生き物の生息環境の保全

- 多様な動植物の生態系への影響に配慮した、~~公園・緑地等の整備や、河川・水路の改良、及びピオトープ*~~などの整備に取り組みます。

(3) 農地及び屋敷林*などの保全

- 農業振興地域*内の農地は、生産機能を維持し効率的な農業の推進を図るため、集団的な優良農地として保全します。
- 屋敷林や社寺林など、貴重な緑についての保全方策について検討します。



屋敷林

書式変更: フォントの色: 赤, 二重取り消し線

構想

方針 2) 快適な水辺環境を形成する

(1) 河川・水路環境の美化

- 自治会等地域組織やNPO※、事業者などと連携※して、水辺環境の美化を推進します。
- 河川・水路の水質浄化に向けて、主要な河川や水路の年間通水を検討します。

(2) 身近な水辺空間の形成

- 忍川や旧忍川、酒巻導水路などにおいて、親水護岸や遊歩道の整備を促進します。
- 河川敷などを活用した植樹や植栽により、親水空間の形成に取り組みます。



忍川

方針 3) 水や緑を身近に感じられる環境をつくる

(1) 水と緑のネットワークの形成

- 主要な河川や水路の側道部を活用して拠点公園などの緑を遊歩道や緑道でつなぐなど、水と緑のネットワークの整備を推進します。

【主な取組み】

- かすが緑道の整備
- 忍城址周辺の整備（忍城址周辺整備基本計画）
- 武蔵水路改築の促進

(2) 公園・緑地等の計画的な整備・更新

①大規模な公園の整備

- 観光や交流の拠点として、更なる公園整備を推進します。

【主な取り組み】

- さきたま古墳公園の拡張整備の促進
- 水城公園の施設充実
- 行田市総合公園の施設充実
- 古代蓮の里の施設充実

②身近な公園・緑地等の整備

- 地域間のバランスを考慮し、身近な公園・広場の整備を推進します。
- 公園を地域コミュニティ*の場として再生するため、市民との協働*により、利用状況に即したリニューアルを推進します。
- 長期にわたり未整備となっている都市計画公園*については、社会経済情勢や地域環境の変化などに応じて見直します。

【主な取り組み】

- 近隣公園の整備
- 切所沼護岸補修
- 多機能トイレの整備
- 健康遊具の整備



市民参加で花壇を作った公園

③公園・緑地等の維持管理の充実

- 公園施設長寿命化*計画に基づき、施設の計画的な修繕や更新を進めます。
- 自治会等地域組織や高次教育機関*などとの協働により、身近な公園・広場の維持管理に取り組みます。

【主な取り組み】

- 公園施設の計画的な更新
- 公園里親制度*による維持管理
- 公園の樹木や街路樹のオーナー制度の導入

(3) 緑化の推進

- 市庁舎及び学校などの公共施設の重点的な緑化に取り組みます。
- 地区計画*の活用により、生け垣の設置などの緑化を推進します。

要図面修正。

水とみどりの構想図



4-4 生活環境に関する方針

■ 基本的な考え方

誰もが安全で安心して住み続けられるまちを実現するためには、災害に対する安全性や、生活環境の向上が必要です。

そのため、災害に強いまちづくりを進めるとともに、質の高い住環境^{*}の形成を図ります。

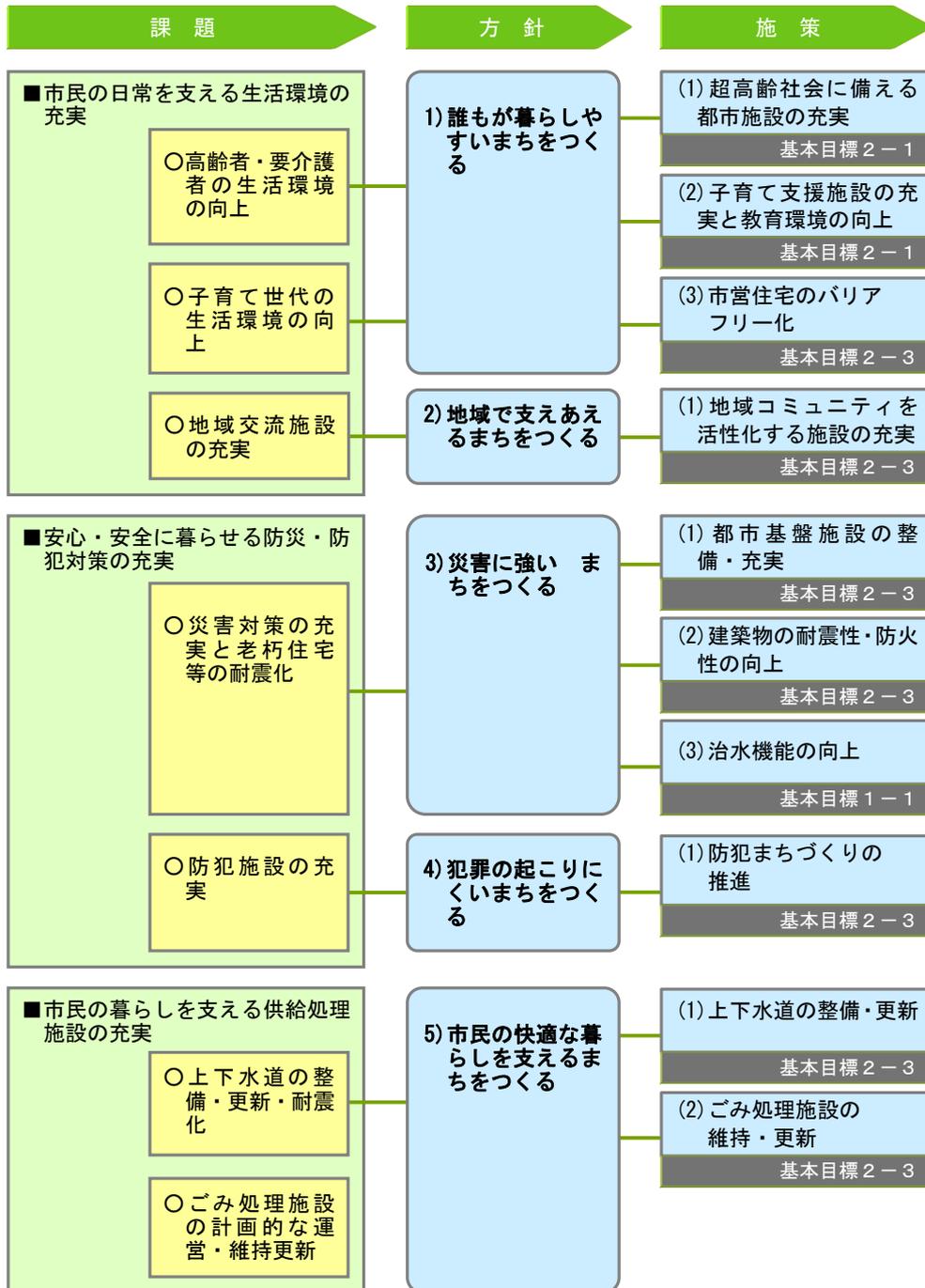


冠水を防ぐ水害からまちを守る調整池



汚水中継ポンプ場

■ 生活環境に関する体系図



方針1) 誰もが暮らしやすいまちをつくる

(1) 超高齢社会※に備える都市施設の充実

- 公共施設や都市基盤施設においては、ユニバーサルデザイン※に基づいた整備を推進するとともに、鉄道事業者と連携※し、橋上駅におけるエレベーターの設置などバリアフリー※化を推進しますに取り組みます。
- 健康づくりの場となる施設の整備を推進します。
- 高齢者向けが住みやすい共同住宅などの整備※の整備などを促進します。

(2) 子育て支援施設の充実と教育環境の向上

- 公共施設を活用した子育て支援施設などの充実に取り組みます。
- 学童保育の充実やピオトープ※などの身近な学習の場や遊びの場の整備に取り組みます。



子育て支援施設

(3) 市営住宅のバリアフリー化

- 高齢者や障がい者に配慮した、市営住宅のバリアフリー化に取り組みます。を推進します。

方針2) 地域で支えあえるまちをつくる

(1) 地域コミュニティ※を活性化する施設の充実

- 公民館、自治会館などの機能充実や小・中学校の有効活用に取り組みます。



空教室の活用事例
(左：コミュニティセンター)
(右：放課後子ども教室)



方針3) 災害に強いまちをつくる

(1) 都市基盤施設の整備・充実

- 災害時の緊急輸送道路*となる、広域幹線道路*や幹線道路*の整備を促進します。
- 老朽化した橋梁や、上下水道などのライフラインの耐震化を推進します。

(2) 建築物の耐震性・防火性の向上

- 公共公益施設の耐震化を推進します。
- 支援制度の導入により、住宅の耐震化を促進します。
- 市街地の不燃化*に向けて、防火地域*などの指定に取り組みます。

(3) 治水機能の向上

- 局地的な豪雨や台風等による浸水や冠水などの水害を防ぐため、河川・水路の治水対策や面的な内水*排除対策を推進します。
- 治水機能の向上を図るため、総合治水対策*に基づき雨水の流出抑制を推進します。

【主な取組み】

- 冠水区域における内水排除
- 利根川堤防強化の促進
- さきたま調整池の整備促進
- 武蔵水路改築事業の促進



治水機能

方針4) 犯罪の起こりにくいまちをつくる

(1) 防犯まちづくりの推進

- 防犯に配慮した道路・公園等の維持管理を推進します。
- 環境に配慮した道路照明灯や防犯灯の整備を推進します。



環境に配慮した照明灯

方針5) 市民の快適な暮らしを支えるまちをつくる

(1) 上下水道の整備・更新

- 水道と公共下水道の整備を推進します。
- 効率的な汚水処理を行うため、公共下水道全体計画区域の見直しに取り組みます。
- 水質汚濁の低減に向けて、合流式下水道*の改善に取り組むとともに、公共下水道計画区域外については、合併処理浄化槽*による水洗化を促進します。
- 水道施設、公共下水道及びし尿処理施設の適切な維持管理とを行うとともに、老朽化した施設の計画的な更新に取り組みます。

(2) ごみ処理施設の維持・更新

- ごみ処理施設の長寿命化*を図るため、計画的な維持・修繕等を進めます。
- 新たな施設整備については、近隣の自治体*と連携*して検討します。
- 「行田市環境基本計画」に基づき、ごみの減量化と資源の有効活用を推進します。



クリーンセンター

生活環境施設構想図



4-5 景観に関する方針

■ 基本的な考え方

住みたい、訪れたいと思えるまちづくりを進めるためには、地域固有の歴史や文化を映し出す、愛着の感じられる景観が大きな役割を果たします。

このため、豊かな自然を感じさせる風景、活力・にぎわいといった都市的な風景、及び歴史を感じる風景を活かした景観まちづくりを進めます。

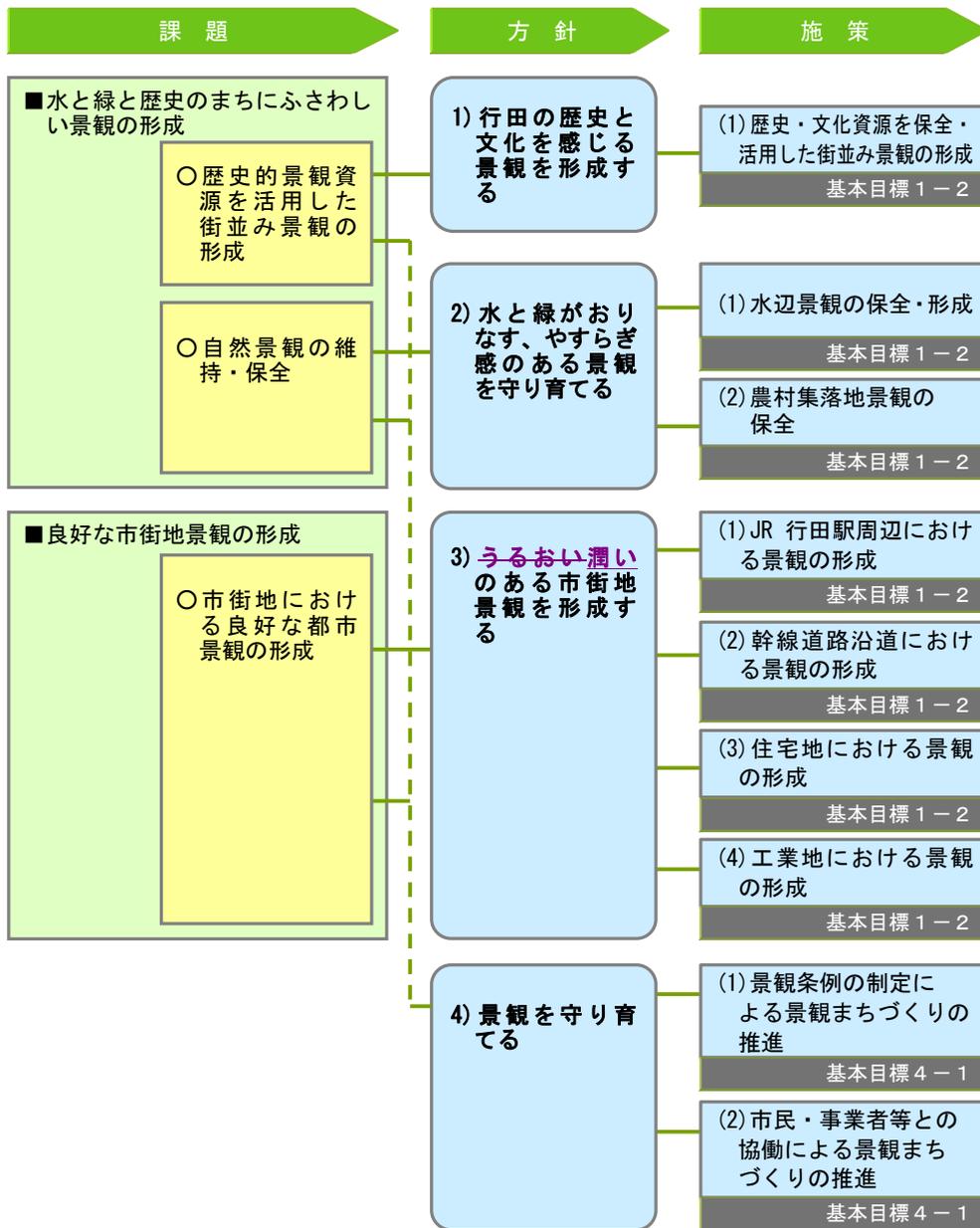


忠次郎蔵



武蔵野銀行

■ 景観に関する体系図



方針1) 行田の歴史と文化を感じる景観を形成する

(1) 歴史・文化資源を保全・活用した街並み景観の形成

- 忍城址や足袋蔵、神社仏閣などの歴史・文化資源を保全・活用するとともに、それらを結ぶ路地や遊歩道の整備により、歴史を感じる街並み景観の形成に取り組みます。



歴史・文化資源を活かした街並み景観

方針2) 水と緑がおりなす、やすらぎ感のある景観を守り育てる

(1) 水辺景観の保全・形成

- 緑と一体となった水辺景観を形成するため、市内を流れる河川・水路等に沿って、周辺環境に配慮した緑道や遊歩道の整備を推進します。



酒巻導水路

(2) 農村集落地*景観の保全

- 田園風景を保全するため、開発許可制度*の適切な運用により、集団的な優良農地の保全に取り組みます。



集団的な優良農地

方針3) うるおい潤いのある市街地景観を形成する

(1) JR行田駅周辺における景観の形成

- 南の玄関口としてふさわしい景観を形成するため、駅周辺の都市基盤整備や緑化に取り組みます。

(2) 幹線道路*沿道における景観の形成

- 幹線道路沿道の良好な景観を形成するため、屋外広告物*や建築物等の規模・色彩などの規制や、街路樹の整備による連続性のある街路樹の整備など景観形成に取り組みます。



緑豊かな沿道景観

(3) 住宅地における景観の形成

- 緑豊かでゆとりのある落ち着いた住宅地の景観を形成するため、建築協定*や地区計画*により、生け垣の設置や敷地内の緑化を促進します。

(4) 工業地における景観の形成

- 周辺環境に配慮した景観形成を図るため、敷地内の緑化などを促進します。

方針4) 景観を守り育てる

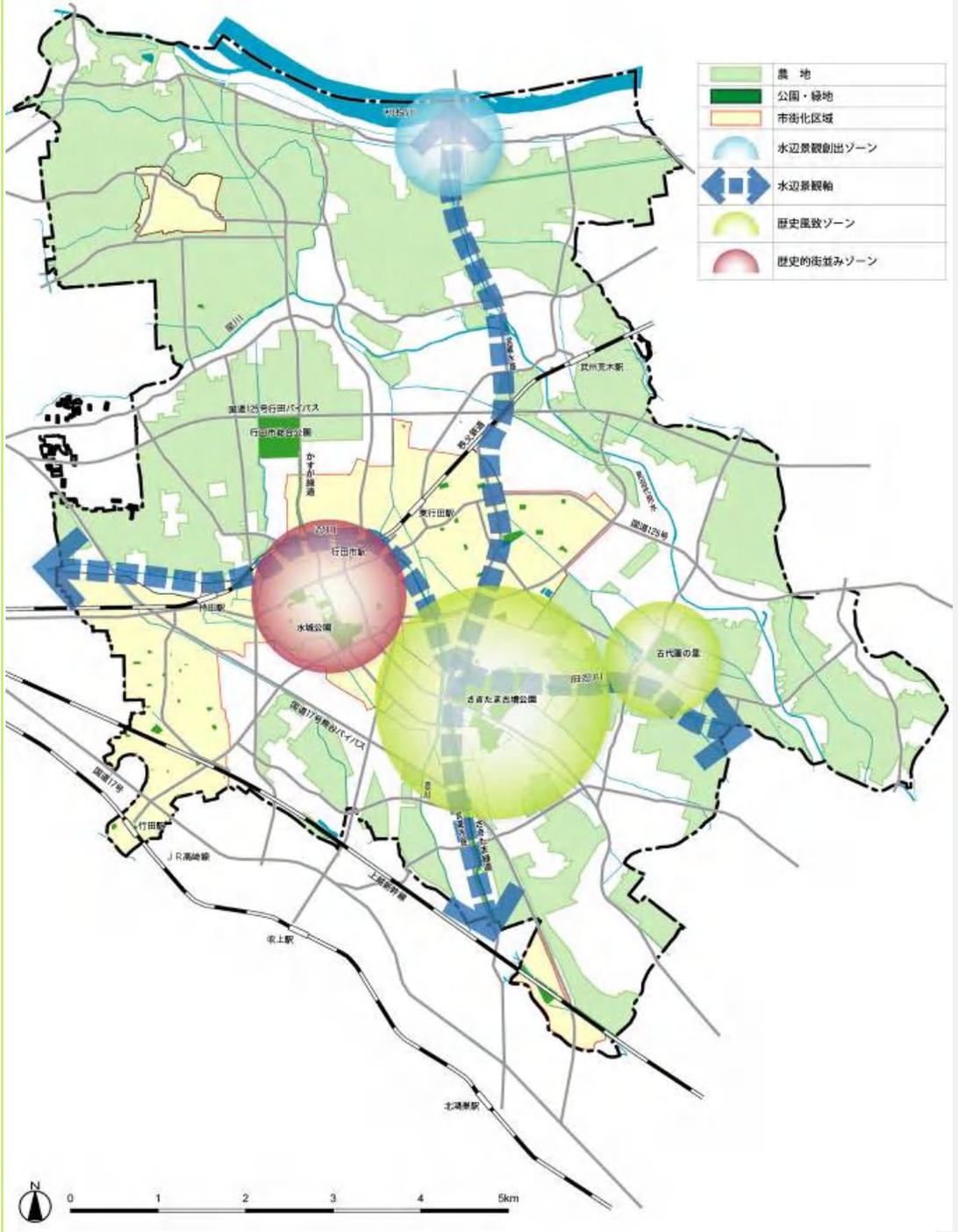
(1) 景観条例*の制定による景観まちづくりの推進

- 行田らしい景観の保全と形成を図るため、景観行政の総合的な指針となる景観条例の制定に取り組みます。

(2) 市民・事業者等との協働*による景観まちづくりの推進

- 景観に関する情報発信により、市民・事業者・行政との協働による景観まちづくりに取り組みます。

景観構想図



4-6 産業振興・交流に関する方針

■ 基本的な考え方

人口減少社会において、市の活力を維持するためには、多様な世代の人々が快適に働くことができる雇用の場を確保することが求められています。

新たな産業の進出に対応可能な産業基盤を充実させ、快適に働く場所を創出し、活力あふれるまちづくりを進めます。

また、生活に対する価値観の多様化により、訪問地において『親しみ、味わい、体験し、交流する』などの指向が高まっています。

地域資源*を活かすことにより、交流機会を増やし、参加・体験型の交流へと転換していくことにより、交流人口*の増加による活性化を進めます。

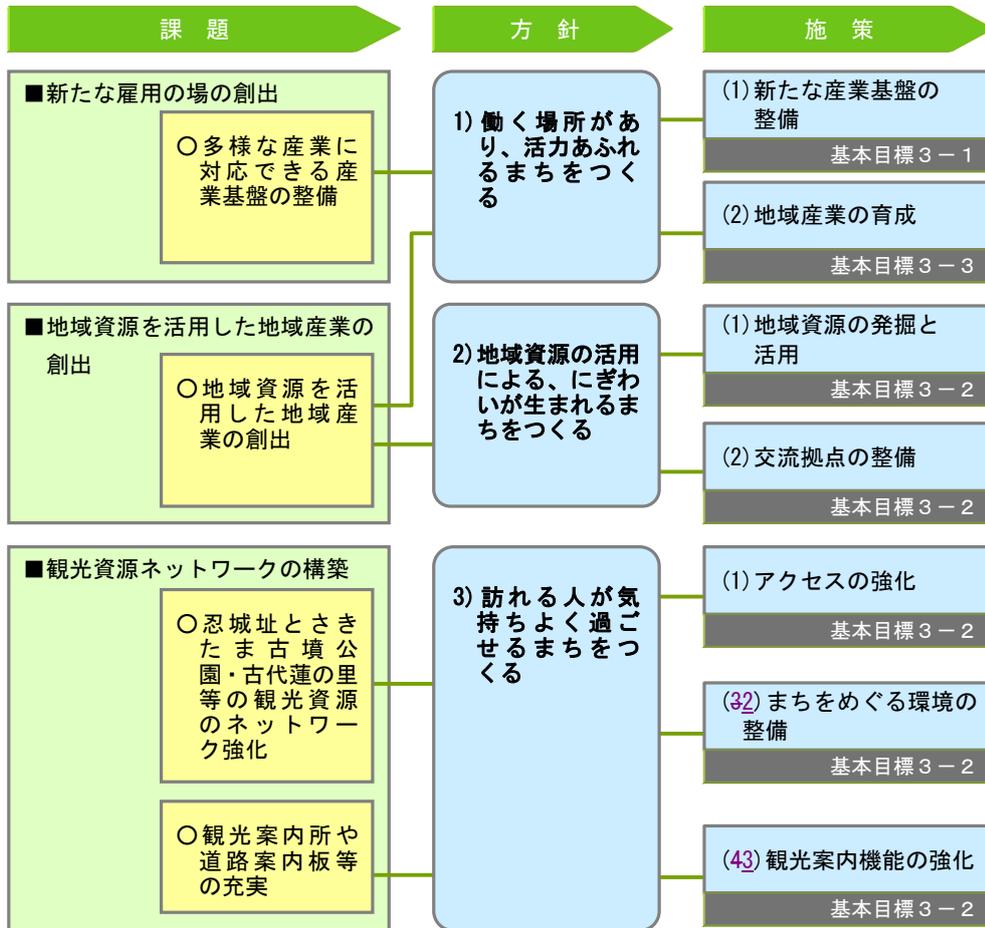


行田みなみ産業団地



歴史資源を活用した観光施設

■ 産業振興・交流に関する体系図



方針1) 働く場所があり、活力あふれるまちをつくる

(1) 新たな産業基盤の整備

- 情報・通信、エネルギー、リサイクルなどの新たな産業や研究開発機関などの進出に対応できる環境を整えるため、土地利用の見直しを検討します。

(2) 地域産業の育成

- 本市特有の食文化、足袋など既存の資源や人材を活かした地域に根付いた新たな地域産業の発掘・育成に取り組みます。
- 高次教育機関*や事業者との連携*により、忍城址や足袋蔵などの歴史資源*の保全・活用や、ものづくりの伝統を活かした新たな資源の創出を検討します。

方針2) 地域資源*の活用による

にぎわいが生まれるまちをつくる

(1) 地域資源の発掘と活用

- 観光産業の充実に向けて、体験型農業や新たな特産品・加工品の開発などの六次産業化*に取り組みます。
- 歴史・文化資源のPR強化を図るため、埼玉古墳群の世界遺産登録活動を推進します。

(2) 交流拠点の整備

- 行田市総合公園周辺に、観光情報の発信機能や、地域物産販売機能などを備えた交流拠点の整備に取り組みます。
- まちなかの物産店、飲食店、街角ギャラリーやなど、気軽に立ち寄り、滞在できる環境を整備するため、NPO*などの市民団体と連携し、空き店舗の活用を促進します。

書式変更: フォント: (特殊) HG丸ゴシックM-PRO

書式変更: インデント: 左 3.05 字, 右 1.34 字

書式変更: フォント: (特殊) HG丸ゴシックM-PRO

書式変更: フォント: (特殊) HG丸ゴシックM-PRO

書式変更: フォント: (特殊) HG丸ゴシックM-PRO, 上付き/下付き(なし)

書式変更: フォント: (特殊) HG丸ゴシックM-PRO

方針3) 訪れる人が気持ちよく過ごせるまちをつくる

(1) アクセスの強化

- 鉄道駅から地域資源^{*}へのアクセス強化を図るため、市内循環バスなどの地域公共交通^{*}の充実化に取り組みます。
- 車利用者の利便性向上を図るため、幹線道路^{*}の整備を促進します。

(2) 交流拠点の整備

- 行田市総合公園周辺に、観光情報の発信機能や、地域物産販売機能などを備えた交流拠点の整備に取り組みます。
- まちなかの物産店、飲食店、街角ギャラリーやなど、気軽に立ち寄り、滞在できる環境を整備するため、NPC^{*}などの市民団体と連携^{*}し、空き店舗の活用を促進します。

(3.2) まちをめぐる環境の整備

- 観光レンタサイクルの更なる充実を図るとともに、多様な地域資源^{*}をめぐるまちあるきルートやサイクリングコースなど、歩行者や自転車のための安全で快適な空間整備を推進します。

(4.3) 観光案内機能の強化

- 観光案内機能の強化を図るため、観光案内所の充実化に取り組みます。
- 観光サインや観光マップ等による情報提供を推進するとともに、分かりやすい道路案内板等の整備に取り組みます。



観光案内所



観光案内版

書式変更: インデント: 左 0 字, 最初の行: 0 字

主体構想

産業振興・交流に関する構想図



第5章 地域別構想

書式変更: フォント: 24 pt

5-1 中心部地域

5-2 西部地域

5-3 北部地域

5-4 南東部地域

書式変更: フォント: 18 pt

書式変更: インデント: 最初の行:
5.51 字

【地域別構想の位置付け】

地域別構想は、全体構想（分野別構想）で示した基本的な方針に基づき、地域ごとに異なる特性や課題に対応し、地域レベルの将来像と、その実現に向けたまちづくりの方針及び施策を定めるものです。

地域別構想の策定にあたっては、地域別懇談会でのご意見や、市民意識調査の地域別集計を参考に、地域の課題等を整理しています。

【地域区分の考え方】

行田市国土利用計画*（昭和60年12月）及び現行の都市計画マスタープラン（平成10年3月）の地域区分を基本に、市街化区域*・市街化調整区域*の別、地形地物などの状況を考慮し、以下のとおり4つの地域に区分しています。

1.中心部地域	忍1・2丁目、天満、水城公園、城南、本丸、矢場1・2丁目、城西1・2丁目、大字忍、行田、宮本、中央、旭町、向町、佐間1～3丁目、緑町、駒形1・2丁目、谷郷1丁目、谷郷2・3丁目の一部（市街化区域内）、大字谷郷の一部（市街化区域内）、栄町、桜町1～3丁目、富士見町1・2丁目、長野1～5丁目、大字長野の一部（市街化区域内）、大字下忍の一部（市街化区域内）、藤原町1～3丁目、大字若小玉の一部（市街化区域内）
2.西部地域	城西3～5丁目、持田1～5丁目、大字持田、大字前谷、西新町、壱里山町、清水町、門井町1～3丁目、押上町、棚田町1～3丁目、深水町
3.北部地域	大字斎条、大字和田、大字長野の一部（行田市土整備事務所付近の市街化調整区域内）、谷郷2・3丁目の一部（市街化調整区域内）、大字谷郷の一部（市街化調整区域内）、大字上池守、大字下池守、大字皿尾、大字中里、大字小敷田、大字荒木、大字小見、大字白川戸、大字須加、大字下中条、大字北河原、大字酒巻、大字南河原、大字犬塚、大字馬見塚、大字中江袋
4.南東部地域	大字佐間、大字長野の一部（市街化調整区域内）、大字下忍の一部（市街化調整区域内）、大字堤根、大字樋上、大字埼玉、大字野、大字渡柳、大字利田、大字若小玉の一部（市街化調整区域内）、大字下須戸、大字小針、大字藤間、大字関根、大字真名板

地域区分図



5-1 中心部地域

1. 地域の概況

秩父鉄道行田市駅の南側を中心に商業地が広がり、その周囲を取り囲むようにして住宅地が形成されています。また、忍城址周辺には市役所などの公共施設が位置しています。東部には工業団地が整備されており本市の産業の拠点となっています。ほぼ全域が市街化区域*となっています。

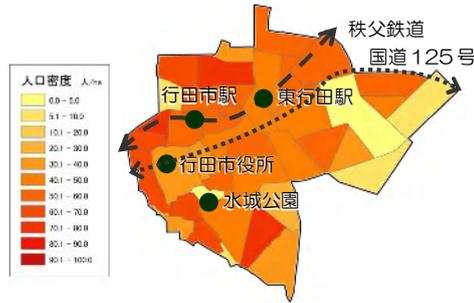


■地域の基礎指標 H22国勢調査および都市計画基礎調査

面積	736.8 ha	(6,737ha)
市街化区域面積	697.16 ha	(1,160ha)
市街化調整区域面積	39.64 ha	(5,577ha)
人口	33,179 人	(85,786 人)
世帯数	12,753 世帯	(30,630 世帯)
世帯当たり人数	2.60 人/世帯	(2.8 人/世帯)
人口密度	45.0 人/ha	(12.7 人/ha)

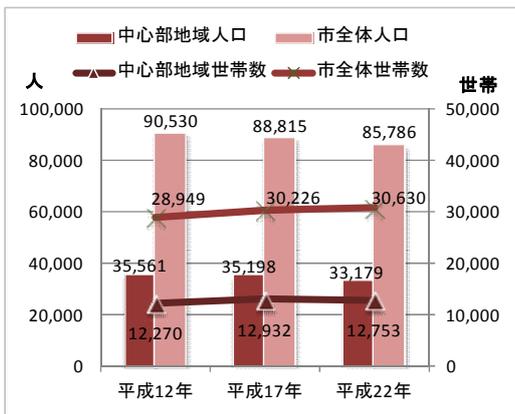
() 内は市全体の数値

■町丁目別人口密度 H22国勢調査



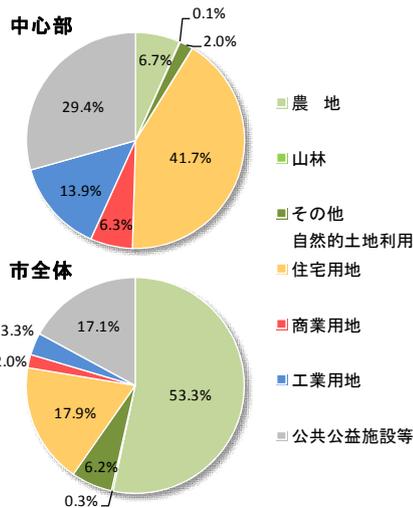
■人口世帯数の推移 H22国勢調査

人口は平成17年から平成22年にかけて3.8%の減少となっており、市全体の減少率(3.4%)を上回っています。世帯数は微増傾向にあります。



■土地利用の状況 H22都市計画基礎調査

住宅用地、商業・工業用地等の都市的土地利用*の割合が高くなっています。



2. 地域の課題

水と緑と歴史

- 忍城址・足袋蔵などの保全・活用による歴史的街並み景観の形成
- 水や緑を身近に感じられる環境の創出
- 市街地を流れる主要な河川・水路の活用と水質浄化

地域別懇談会でのご意見

- △忍城址や足袋蔵などの歴史的建造物が点在しているが、あまり歴史を感じられる環境ではない。
- 水城公園が良く整備されており、景観が良い。
- △河川や水路が通水されていない時期に水質が悪化する。

暮らし

- 中心市街地における都市機能*の集約とまちなか居住*の誘導
- 歩いて暮らせるまちづくりの推進
- 密集住宅地における防災性の向上

地域別懇談会でのご意見

- 公共施設が整っている。
- 南大通線が開通し、市内循環バス路線が充実して利便性が高まった。
- △南北方向の道路網が充分ではない。
- △高齢者や子どもが安心して歩ける歩道が整備されていない。
- △商店街や幹線道路沿いには老朽家屋や空き家がある。

にぎわい

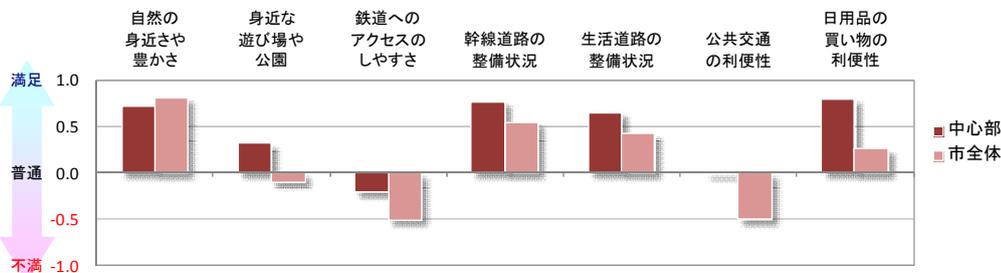
- 中心市街地の活性化によるにぎわいの創出
- 歩いて楽しめる観光基盤の整備
- 自転車利用を促進する環境整備の推進

地域別懇談会でのご意見

- △商店街に空き店舗が多く、活気がない。
- △休憩施設や来訪者向けの飲食店などが少ない。
- △観光案内のサインが不十分で分かりづらい。
- △忍城址や足袋蔵、水城公園などの地域資源がつながっておらず回遊性がない。
- △自転車道が整備されていない。

凡例： ○ 良い点 △ 問題点

市民意識調査の地域別集計結果（抜粋）



※グラフの数字は、各項目に対する満足度の評価結果を、「満足」：2点「ほぼ満足」：1点「やや不満」：-1点「不満」：-2点として合計し、回答者数で割ったものです。-2～+2の範囲で、プラスの数字が大きいものほど満足度が高く、マイナスの数字が大きいものほど満足度が低いことになります。

3. 地域の将来像と基本方針

中心部地域では、市全体の活性化につながる中心市街地の再生や、歩いて暮らせるまちづくりの実現、地域資源^{*}を保全・活用したまちづくりの推進が求められています。

まちづくりの現状とこれらの課題をふまえて、中心部地域の将来像とまちづくりの方針を次のように位置付けます。

中心部地域の将来像

水と緑と歴史を身近に感じ、歴史の風格が漂う
歩いて暮らせる便利なまち

中心部地域の基本方針

1) 水と緑と歴史を活かしたまちづくり

- ・水と緑が一体となった水城公園や忍川を保全・活用した水辺空間の創出、忍城址や足袋蔵などの地域資源を保全・活用した美しい街並み景観の形成などにより、「水」と「緑」と「歴史」を一体的に感じられるまちづくりを進めます。

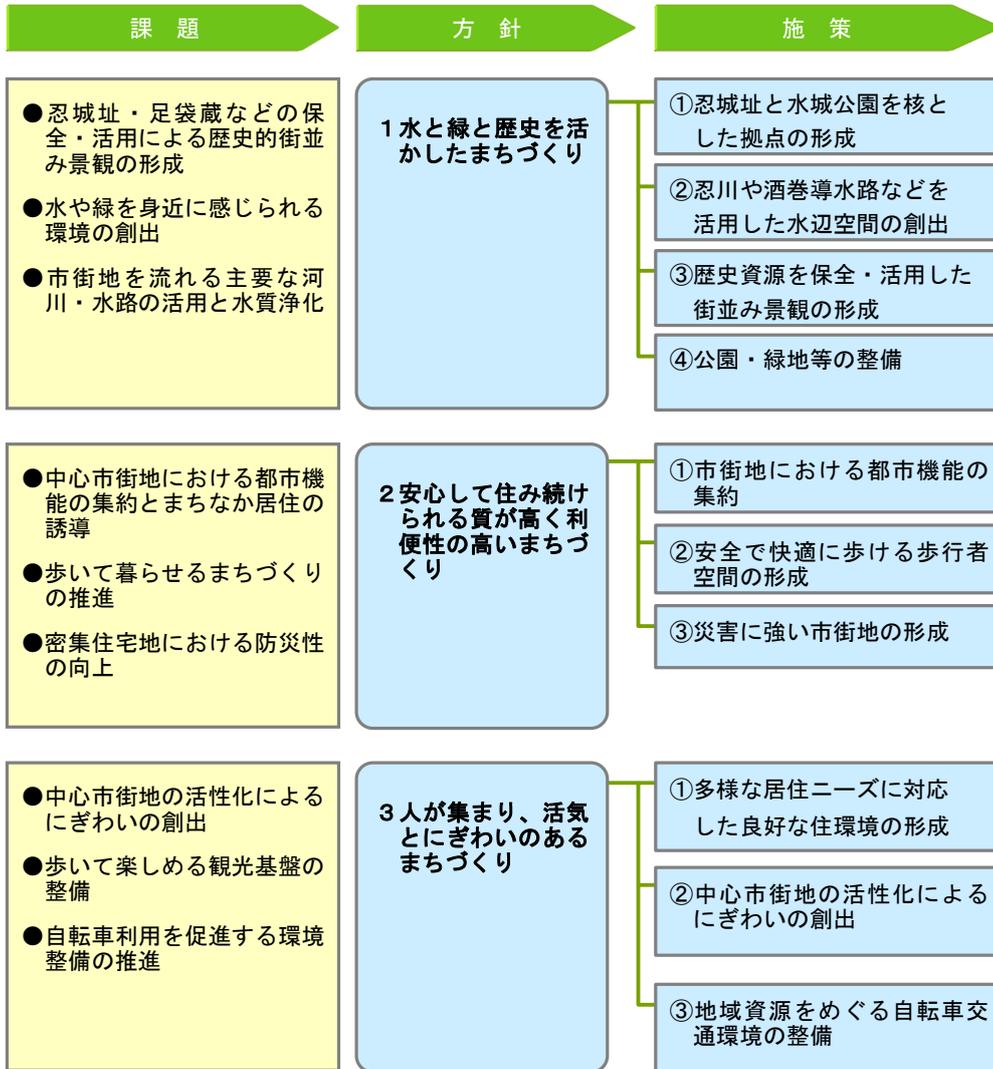
2) 安心して住み続けられる質が高く利便性の高いまちづくり

- ・中心市街地では、生活に必要な商業・福祉・行政などの都市機能^{*}が集約された、歩いて暮らせる質の高いまちづくりを進めます。

3) 人が集まり、活気とにぎわいのあるまちづくり

- ・多様な居住ニーズに対応できる住環境^{*}を形成することにより、まちなか居住^{*}の促進を図ります。
- ・商業施設の集約や空き店舗の活用などによる活性化を図るとともに、観光案内機能などの充実により、魅力あるまちづくりを進めます。

中心部地域の体系図

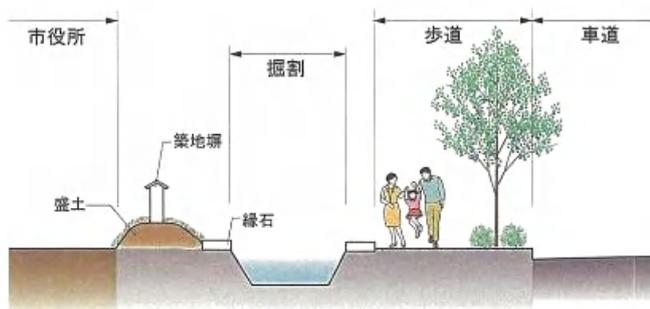


4. 施策の内容

方針1：水と緑と歴史を活かしたまちづくり

①忍城址と水城公園を核とした拠点の形成

- 水と緑と歴史を一体的に感じられる拠点の形成を図るため、忍城址周辺整備基本計画に基づきせせらぎや遊歩道などの基盤整備を推進します。
- さきたま古墳公園や行田市総合公園などとの回遊性を向上するため、(都)常盤通佐間線の整備を促進するとともに、かすが緑道の整備に取り組みます。
- 水城公園の施設充実を図るため、水路や駐車場などの整備を推進します。



忍城址周辺整備イメージ



かすが緑道整備イメージ

②忍川や酒巻導水路などを活用した水辺空間の創出

- 忍川や酒巻導水路などについては、親水護岸や遊歩道の整備を促進するとともに、水質浄化に向けて、年間通水を検討します。
- 自治会等地域組織やNPO*、事業者などと連携*して、水辺環境の美化を推進します。

③歴史資源*を保全・活用した街並み景観の形成

- 忍城址や地域住民やNPOなどと連携して、足袋蔵をはじめとした歴史・文化資源の保全を促進するとともに、蓮華寺通りなどの一体的な街並みの形成を推進します。



蓮華寺通り

④公園・緑地等の整備

- 公園・緑地を地域コミュニティ*の場として活用するため、市民との協働*によるリニューアルを推進します。

方針2：安心して住み続けられる質が高く利便性の高いまちづくり

①市街地における都市機能^{*}の集約

- 商業・福祉・観光など様々な都市機能を集約するため、市街地開発事業などに取り組みます。
- 鉄道駅周辺においては、交通結節機能^{*}を強化するため、駐車場・駐輪場の整備を促進します。
- 中心市街地へのアクセス向上を図るため、利用者のニーズに応じたデマンドバス^{*}などの導入交通体系の構築に取り組みます。

②安全で快適に歩ける歩行者空間の形成

- 生活道路^{*}については、歩行者や自転車の安全確保を図るため、交通規制や車道との分離などの安全対策を推進します。
- 鉄道事業者と連携^{*}し、橋上駅におけるエレベーターの設置などのバリアフリー^{*}化に取り組みます。
- 公共施設や都市基盤施設においては、ユニバーサルデザイン^{*}に基づいた整備により、誰もが安全で快適に歩くことのできる歩行者空間を形成します。



秩父鉄道行田市駅

③災害に強い市街地の形成

- 老朽住宅などが密集する市街地においては、建物倒壊や火災の延焼などに対する安全性を確保するため、道路拡幅などの都市基盤整備や、防火地域^{*}などの指定に取り組みます。
- 局地的な豪雨や台風等による浸水や冠水などの水害を防ぐため、河川・水路の治水対策や面的な内水^{*}排除対策を推進します。

書式変更：インデント：左：3.05
字、右：-0 mm、最初の行：1字

書式変更：フォント：(英) HGS創英角ゴシックUB、(日) HGS創英角ゴシックUB、14 pt、(特殊) HG丸ゴシックM-PRO、模様：なし(ユーザー設定の色 (RGB(214, 231, 127)))

方針3：人が集まり、活気とにぎわいのあるまちづくり

①多様な居住ニーズに対応した良好な住環境^{*}の形成

- まちなか居住^{*}を促進するため、民間事業者との連携^{*}を図り、高齢者向けが住みやすい共同住宅^{*}などの整備を促進します。
- 良好な住環境やゆとりある市街地を形成するため、地区計画^{*}などの指定に取り組みます。
- 工場と住宅が混在する市街地では、工場の操業環境と住環境の調和を図るため、地区計画の指定に取り組みます。

②中心市街地の活性化によるにぎわいの創出

- まちなかの物産店、飲食店、街角ギャラリーやなど、気軽に立ち寄り、滞在できる環境を整備するため、NPO^{*}などの市民団体と連携し、空き店舗の活用を促進します。
- ポケットパーク^{*}や休憩所など、市民や来訪者が集う広場などのオープンスペース^{*}の整備を推進します。



浮き城の径

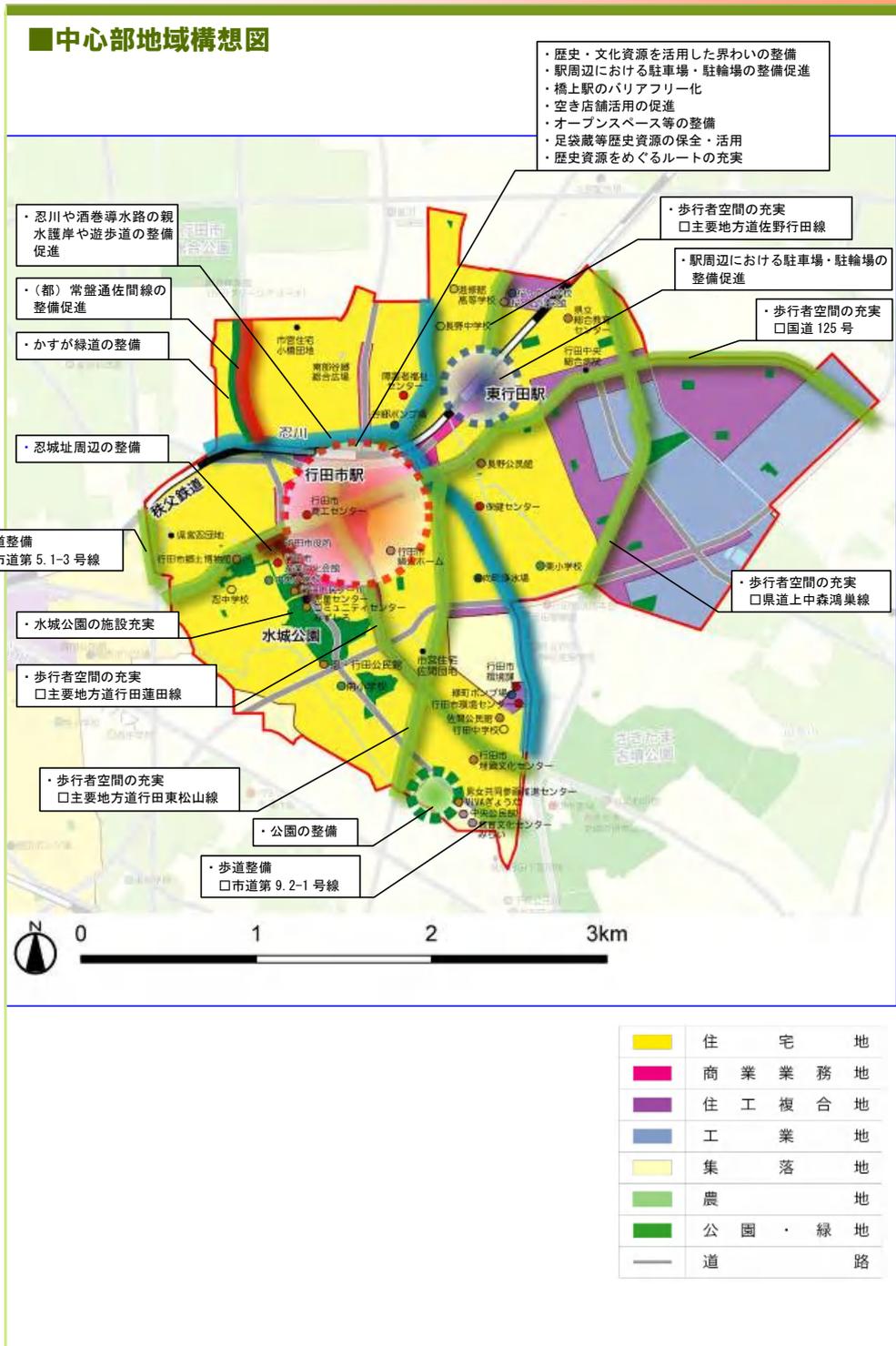
③地域資源^{*}をめぐる自転車交通環境の整備

- 忍城址周辺の歴史を巡るサイクリングロードをはじめとした、自然や歴史資源^{*}を自転車で快適にめぐることができるサイクリングロードの整備を推進します。
- 観光レンタサイクルの更なる充実に取り組みます。

主な取組み内容一覧表

施策	主な取組み内容	主な担当課
方針1-① 忍城址と水城公園を核とした拠点の形成	忍城址周辺の整備	都市計画課
	水城公園の施設充実	都市計画課
	(都)常盤通佐間線の整備促進	都市計画課
	かすが緑道の整備	都市計画課
方針1-② 忍川や酒巻導水路などを活用した水辺空間の創出	忍川や酒巻導水路の親水護岸や遊歩道の整備促進	企画政策課・道路治水課・都市計画課
	主要な河川や水路の水質浄化の検討	道路治水課・農政課
方針1-③ 歴史資源を保全・活用した街並み景観の形成	歴史・文化資源を活用した界わいの整備	企画政策課・都市計画課・文化財保護課・道路治水課
方針1-④ 公園・緑地等の整備	公園・緑地等の整備	都市計画課
方針2-① 市街地における都市機能の集約	鉄道駅周辺における駐車場・駐輪場の整備促進	道路治水課・防災安全課
	公共施設及び都市基盤施設のユニバーサルデザインに基づく整備	都市計画課・道路治水課・建築課
	地域公共交通の充実	地域づくり支援課
方針2-② 安全で快適に歩ける歩行者空間の形成	国県道における歩行者空間の充実	都市計画課
	市道第5.1-3号線、市道第9.2-1号線における歩道整備	道路治水課
	生活道路の整備及び安全対策	道路治水課・防災安全課
	橋上駅のバリアフリー化	道路治水課
方針2-③ 災害に強い市街地の形成	狭隘道路の解消	道路治水課・開発指導課
	防火地域などの指定による建築物の不燃化の促進	都市計画課
	治水対策の推進	道路治水課
方針3-① 多様な居住ニーズに対応した良好な住環境の形成	住宅地における地区計画、建築協定等の導入	都市計画課・開発指導課
方針3-② 中心市街地の活性化によるにぎわいの創出	空き店舗活用の促進	商工観光課
	オープンスペース等の整備	道路治水課・都市計画課
	足袋蔵等歴史資源の保全・活用	企画政策課・文化財保護課
	歴史資源をめぐるルートの充実	文化財保護課
方針3-③ 地域資源をめぐる自転車交通環境の整備	サイクリングロードの整備	企画政策課・道路治水課
	観光レンタサイクルの充実	商工観光課

※国・県などが主体となり取組む内容については、施設管理者と十分調整を図り進めるものとします。



5-2 西部地域

1. 地域の概況

南の玄関口となるJR行田駅を有し、市内中心部へは南大通線によりアクセスしています。また、国道17号熊谷バイパス持田インターチェンジなど、交通結節点の機能※を多数有しています。地域の多くは、土地区画整理事業や大規模開発事業による住宅地が形成されており、国道17号熊谷バイパス沿道の一部には商業的土地利用も見られます。

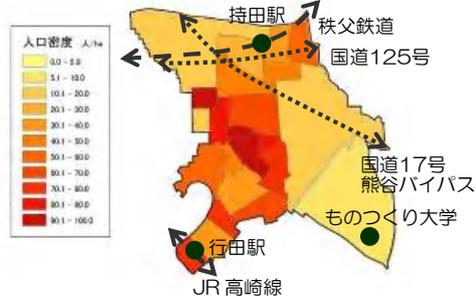


■地域の基礎指標 H22国勢調査および都市計画基礎調査

面積	605.9 ha	(6,737ha)
市街化区域面積	360.34 ha	(1,160ha)
市街化調整区域面積	245.56 ha	(5,577ha)
人口	21,688 人	(85,786 人)
世帯数	8,163 世帯	(30,630 世帯)
世帯当たり人数	2.65 人/世帯	(2.8 人/世帯)
人口密度	35.8 人/ha	(12.7 人/ha)

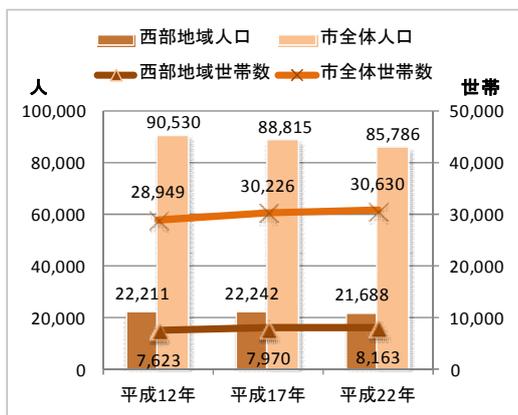
() 内は市全体の数値

■町丁目別人口密度 H22国勢調査



■人口世帯数の推移 H22国勢調査

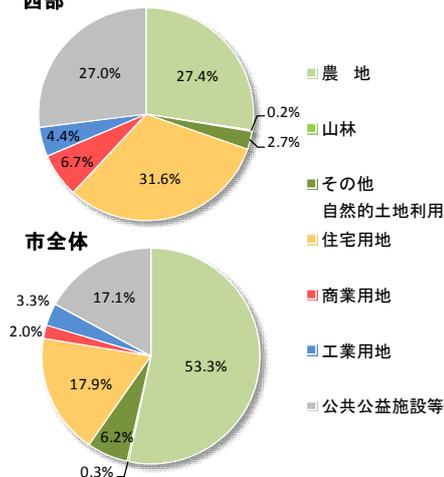
人口は平成17年から平成22年にかけて2.2%の減少となっており、市全体の減少率(3.4%)と比べ減少率は小さくなっています。世帯数は2.8%増加しています。



■土地利用の状況 H22都市計画基礎調査

住宅用地の割合が農地をやや上回っています。商業用地の割合が比較的高くなっています。

西部



2. 地域の課題

暮らし

- JR 行田駅周辺における行政サービス施設の充実と生活支援施設の誘導
- ゆとりある住宅地の形成
- 駅周辺の公共施設の充実
- 身近な公園の充実
- 治水機能の向上
- 生産性の高い優良農地の保全

地域別懇談会でのご意見

- JR行田駅は市の玄関口である。
- 総合病院や個人病院があり、住みやすい。
- 保育や学童に関する環境が充実している。
- △駅の駐車場、駐輪場が狭い。
- △災害対策、水害対策が不十分である。
- △市民が利用できる公共施設（レクリエーション施設）が不足している。
- △公園や緑が少なく、子どもが遊ぶ場が少ない。

にぎわい

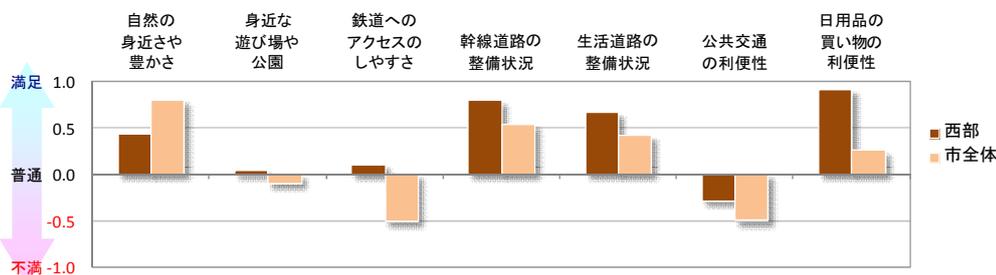
- JR 行田駅からの市内各地へのアクセス強化
- JR 行田駅周辺の交通結節機能*の強化
- 観光案内の機能充実

地域別懇談会でのご意見

- 南大通線の開通により市内循環バス路線が充実し、JR行田駅への利便性が高まった。
- △駅前の観光案内所が有効に活用されていない。
- △レンタサイクルなど自転車の利用が少ない。歩道や自転車道の整備も充分ではない。

凡例： ○ 良い点 △ 問題点

市民意識調査の地域別集計結果（抜粋）



※グラフの数字は、各項目に対する満足度の評価結果を、「満足」：2点「ほぼ満足」：1点「やや不満」：-1点「不満」：-2点として合計し、回答者数で割ったものです。-2～+2の範囲で、プラスの数字が大きいものほど満足度が高く、マイナスの数字が大きいものほど満足度が低いことになります。

3. 地域の将来像と基本方針

西部地域では、都市拠点であるJR行田駅周辺の交通結節機能[※]の充実、公共交通ネットワークの強化など、転入者や来訪者の増加につながる施策の充実が求められています。

まちづくりの現状とこれらの課題をふまえて、西部地域の将来像とまちづくりの方針を次のように位置付けます。

西部地域の将来像

鉄道の利便性を活かし、
人々が行き交い、快適に暮らせるまち

西部地域の基本方針

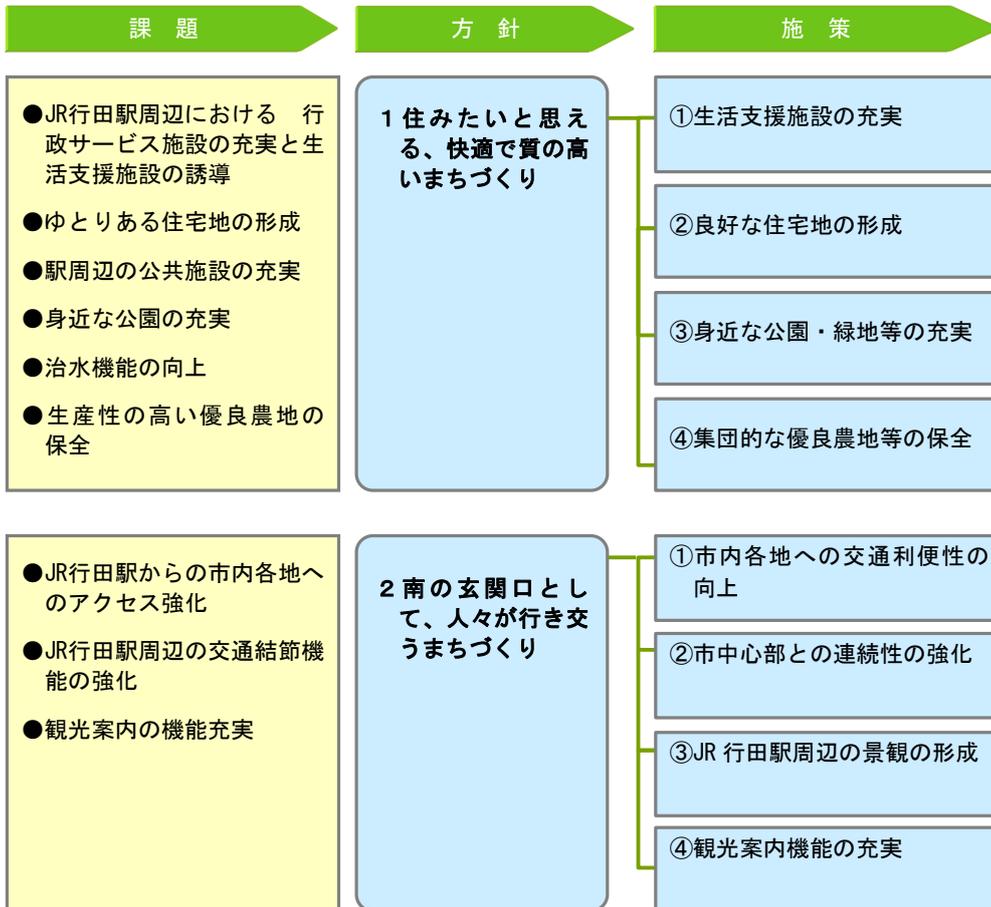
1) 住みたいと思える、快適で質の高いまちづくり

- ・都心や県南部へのアクセス利便性が高い JR 行田駅に近い利点を活かし、南の玄関口にふさわしい都市機能[※]が充実した、子育てがしやすく、快適で質の高い暮らしを実現できるまちづくりを進めます。

2) 南の玄関口として、人々が行き交うまちづくり

- ・南の玄関口である JR 行田駅を有する地域であり、中心市街地や市内各地への交通利便性や交通結節点としての機能を高めることにより、多くの人が集い、行き交うまちづくりを進めます。

西部地域の体系図



4. 施策の内容

方針1：住みたいと思える、快適で質の高いまちづくり

①生活支援施設の充実

- JR行田駅周辺では、行政サービス施設の充実を図るとともに、子育て支援施設や商業施設の整備を促進します。また、交通結節機能*の更なる強化に向けて、駐車場・駐輪場の整備を促進します。
- 秩父鉄道駅周辺では、交通結節機能を強化するため、駐車場・駐輪場の整備を促進します。

②良好な住宅地の形成

- 持田地区や前谷地区においては、ゆとりある魅力的な住宅地を形成するため、住居系土地利用への見直しを検討します。
- 中心市街地や各地域への交通利便性を向上するため、幹線道路*の整備を推進するとともに、ユニバーサルデザイン*に基づいた道路整備に取り組みます。
- 緑豊かでゆとりのある落ち着いた住宅地を形成するため、建築協定*や地区計画*により、生け垣の設置や敷地内緑化を促進します。
- 局地的な豪雨や台風等による浸水や冠水などの水害を防ぐため、河川・水路の治水対策や面的な内水*排除対策を推進します。



ゆとりのある落ち着いた住宅地

③身近な公園・緑地等の充実

- 身近な公園・広場の整備を推進します。
- 住宅地周辺の身近な公園・緑地等については、地域住民との協働*によるリニューアルを推進します。



門井中央公園

④集団的な優良農地等の保全

- 生産性の高い集団的な優良農地を維持・保全します。

方針2：南の玄関口として、人々が行き交うまちづくり

①市内各地への交通利便性の向上

- 交通結節機能*を充実させるため、駅前広場の再整備と周辺の都市基盤整備に取り組みます。
- 市内各地へのアクセス向上を図るため、地域公共交通*の強化を図ります。
- 自転車利用の利便性向上を図るため、駐輪場整備を促進するとともに、観光レンタサイクルの更なる充実に取り組みます。

②市中心部との連続性の強化

- 市中心部へのアクセス強化や、土地利用の連続性を高めるため、（都）南大通線沿道の土地利用の見直しを検討します。

③JR行田駅周辺の景観の形成

- 南の玄関口としてふさわしい景観を形成するため、駅前広場の再整備にあわせて、緑化に取り組みます。

④観光案内機能の充実

- 観光情報の発信機能を高めるため、観光案内所の充実に取り組みます。

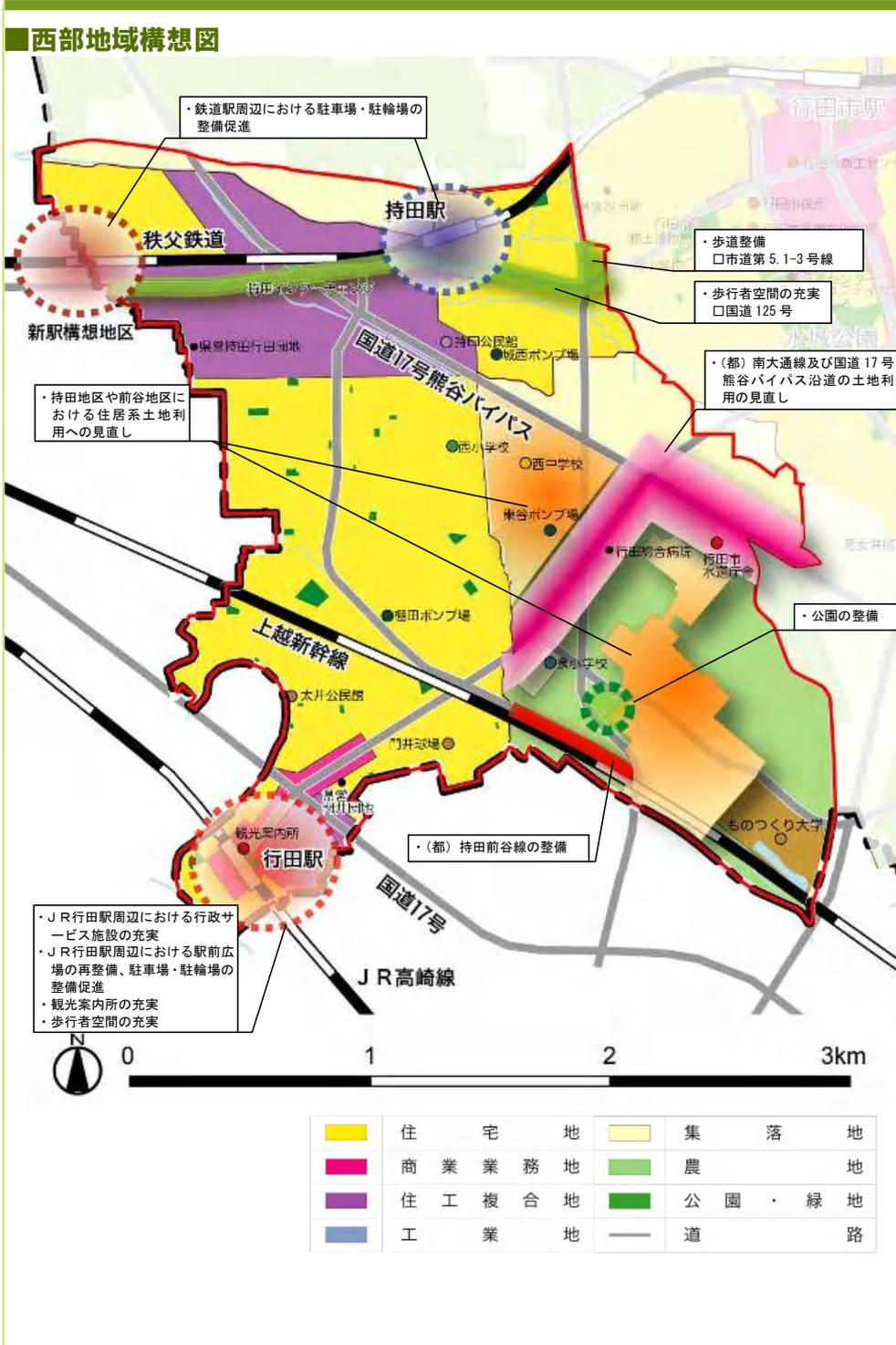


JR 行田駅

主な取組み内容一覧表

施策	主な取組み内容	主な担当課
方針1-① 生活支援施設の充実	JR行田駅周辺における行政サービス施設の充実	企画政策課
	秩父鉄道駅周辺における駐車場・駐輪場の整備促進	道路治水課・ 防災安全課
方針1-② 良好な住宅地の形成	持田地区や前谷地区における住居系土地利用への見直し	都市計画課
	(都) 持田前谷線の整備	道路治水課
	市道第5.1-3号線における歩道整備	道路治水課
	生活道路の整備及び安全対策	道路治水課・防災安全課
	住宅地における地区計画、建築協定等の導入	都市計画課・開発指導課
方針1-③ 身近な公園・緑地等の充実	公園の整備	道路治水課 都市計画課
方針2-① 市内各地への交通利便性の向上	JR行田駅周辺における駅前広場の再整備、駐輪場の整備促進	都市計画課・道路治水課・ 防災安全課
	国道における歩行者空間の充実	都市計画課
	地域公共交通の充実	地域づくり支援課
	観光レンタサイクルの充実	商工観光課
方針2-② 市中心部との連続性の強化	(都) 南大通線及び国道17号熊谷バイパス沿道の土地利用の見直し	都市計画課・開発指導課・ 企画政策課・農政課
方針2-③ JR行田駅における観光案内機能の充実	観光案内所の充実	商工観光課

※国・県などが主体となり取組む内容については、施設管理者と十分調整を図り進めるものとします。



5-3 北部地域

1. 地域の概況

北に利根川、南北に武蔵水路や見沼代用水が流れており、南河原地区の中心部、武州荒木駅周辺及び幹線道路*沿道周辺で集落が広がるほかは、水田が多く見られます。国道125号行田バイパス沿道には、本市のスポーツの拠点である行田市総合公園を有しています。南河原支所周辺を除くほぼ全域が市街化調整区域*となっています。

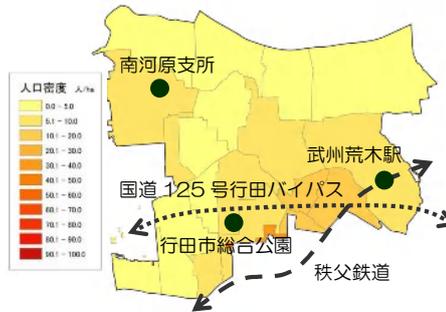


■地域の基礎指標 H22国勢調査および都市計画基礎調査

面積	積	3,016.9 ha	(6,737ha)
市街化区域面積		58.0 ha	(1,160ha)
市街化調整区域面積		2,958.9 ha	(5,577ha)
人口		16,974 人	(85,786 人)
世帯数		5,240 世帯	(30,630 世帯)
世帯当たり人数		3.24 人/世帯	(2.8 人/世帯)
人口密度		5.6 人/ha	(12.7 人/ha)

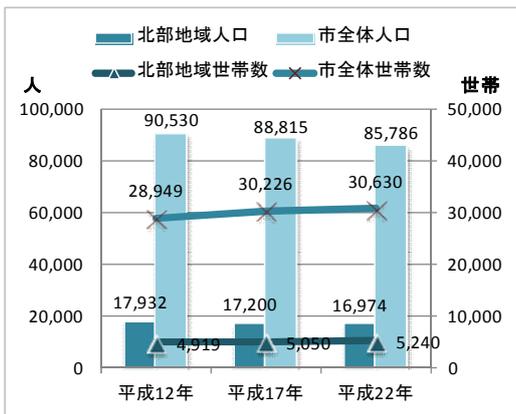
() 内は市全体の数値

■町丁目別人口密度 H22国勢調査



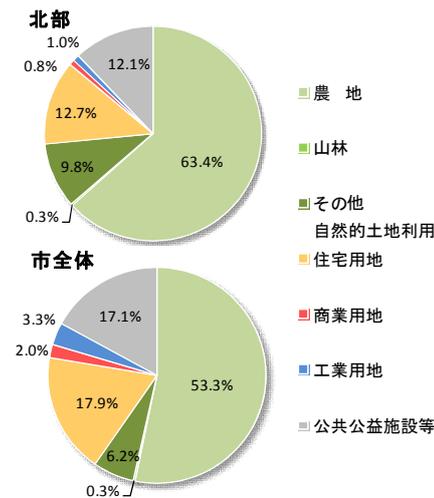
■人口世帯数の推移 H22国勢調査

人口は平成17年から平成22年にかけて2.2%の減少となっており、市全体の減少率(3.4%)と比べ減少率は小さくなっています。世帯数は2.7%増加しています。



■土地利用の状況 H22都市計画基礎調査

農地の割合が最も多く、住宅・商業用地等の都市的土地利用*の割合は低くなっています。



2. 地域の課題

水と緑と歴史

- 豊かな自然環境の保全
- 生産性の高い優良農地の保全
- 河川や屋敷林^{*}等が生み出す景観の保全

地域別懇談会でのご意見
 ○利根川などの河川や武蔵水路などの用水路、田園や屋敷林など恵まれた自然環境がある。
 △農業従事者の減少に伴い、耕作放棄地が増えている。

暮らし

- 都市基盤整備の推進
- 秩父鉄道武州荒木駅周辺における土地利用の見直し
- 交通渋滞箇所の解消
- 生活道路^{*}の安全性の確保
- 市中心部や公共施設へのアクセス強化
- 身近な公園・緑地等の充実

地域別懇談会でのご意見
 △道路の舗装などが十分に整備されていない。
 △周辺に保育所などの子育て支援施設や、地域住民が交流できる公園や施設が少ない。
 △利根大堰周辺などで交通渋滞が発生している。生活道路に通勤時の車が進入し、事故が発生している。
 △通学路に歩道がない箇所がある。防犯灯が少なく、暗い。
 △公共施設や市中心部へのアクセスが悪く、買い物に不便である。

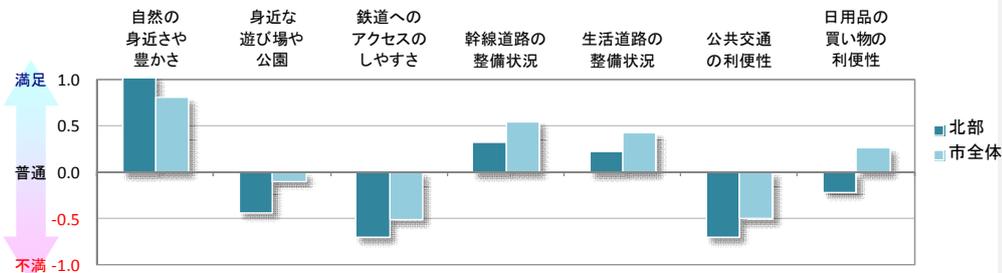
にぎわい

- 交流拠点の整備
- 国道125号行田バイパス沿道の土地利用の見直し検討

地域別懇談会でのご意見
 △国道125号行田バイパス沿道に道の駅や食事ができる場所などのサービスが充実していない。
 ○地域コミュニティのつながりが強い。
 ○利根川には、水上スポーツに訪れる人が多い。

凡例： ○ 良い点 △ 問題点

市民意識調査の地域別集計結果（抜粋）



※グラフの数字は、各項目に対する満足度の評価結果を、「満足」：2点「ほぼ満足」：1点「やや不満」：-1点「不満」：-2点として合計し、回答者数で割ったものです。-2～+2の範囲で、プラスの数字が大きいものほど満足度が高く、マイナスの数字が大きいものほど満足度が低いことになります。

3. 地域の将来像と基本方針

北部地域では、恵まれた田園風景などの自然環境を活かしつつ、道路・公共交通等の都市基盤整備による住環境*の充実が求められています。

まちづくりの現状とこれらの課題をふまえて、北部地域の将来像とまちづくりの方針を次のように位置付けます。

北部地域の将来像

利根川の恵みを受けた豊かな水と緑に囲まれ、
安心して住み続けられるまち

北部地域の基本方針

1) 豊かな水と緑を守り育てるまちづくり

- ・ 広々とした水田や水路、点在する社寺や屋敷林*の豊かな水と緑と、多様な動植物が生息する自然環境を守り育てるまちづくりを進めます。
- ・ 周辺の自然環境との調和を図り、自然と環境にやさしいまちづくりを進めます。

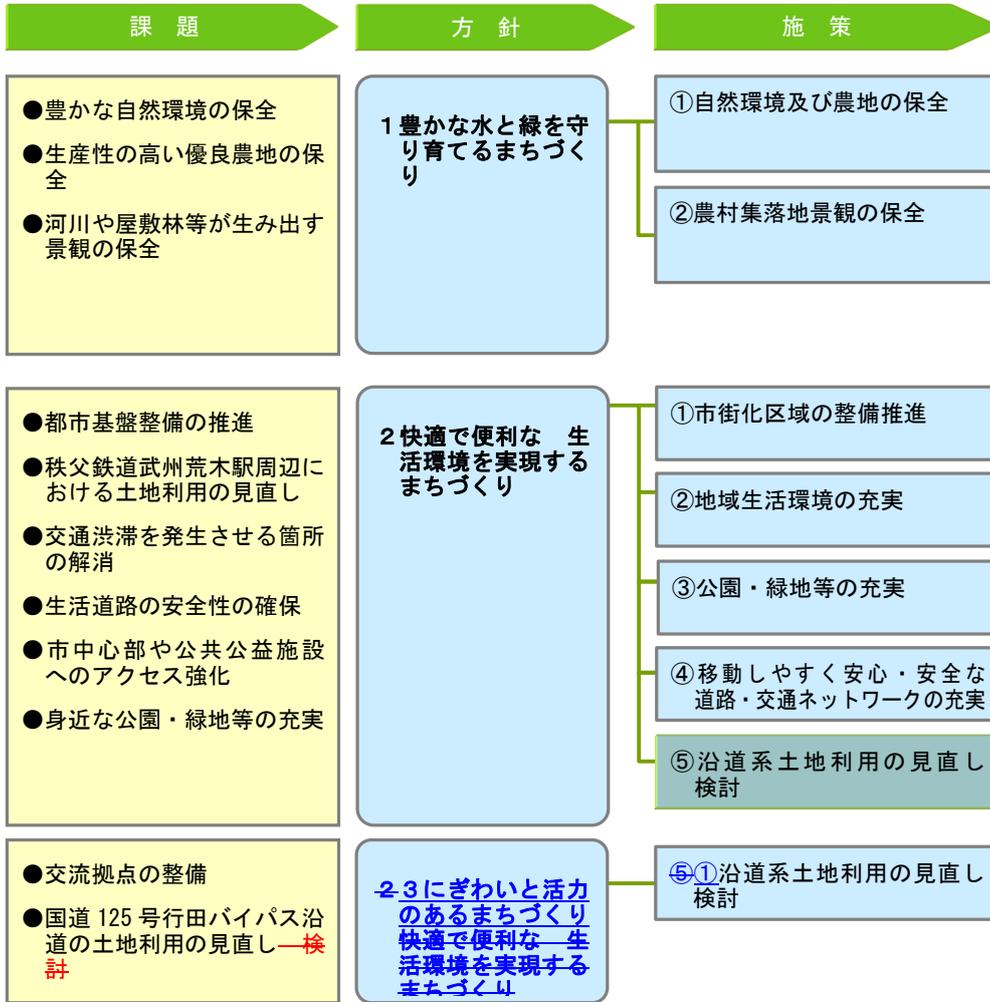
2) 快適で便利な生活環境を実現するまちづくり

- ・ 農村集落地*における都市基盤整備を進めるとともに、地域コミュニティ*の維持を図り、安心して快適に住み続けることができるまちづくりを進めます。

3) にぎわいと活力のあるまちづくり

- ・ 交流拠点の整備や幹線道路*沿道の土地利用の見直しにより、にぎわいと活力のあるまちづくりを進めます。

北部地域の体系図



4. 施策の内容

方針1：豊かな水と緑を守り育てるまちづくり

①自然環境及び農地の保全

- 水辺や屋敷林*、社寺林などの、豊かな自然環境を保全します。
- 生産性の高い集団的な優良農地の保全に取り組みます。
- 周辺の景観や生態系など環境に配慮した道路整備や、河川や水路の改良を推進します。

②農村集落地*景観の保全

- 開発許可制度*の適切な運用により、秩序ある土地利用を図ります。
- 市街化調整区域*における新たな宅地開発などにあたっては、農村集落地の街並みとの調和や一体性などに配慮した整備を促進します。



利根大堰



農村集落地景観

方針 2：快適で便利な生活環境を実現するまちづくり

①市街化区域*の整備推進

- 南河原地区の市街化区域においては、生活道路*や身近な公園・広場などの整備を推進します。

②地域生活環境の充実

- 秩父鉄道武州荒木駅周辺の活性化を図るため、土地利用の見直しを行うとともに、生活道路や駐車場・駐輪場などの整備を推進します。
- 公民館、自治会館などの機能充実や小・中学校の有効活用に取り組みます。



秩父鉄道 武州荒木駅

③公園・緑地等の充実

- 行田市総合公園は、スポーツ交流を促進するため、更なる施設整備を推進します。
- 公園・広場の整備を推進します。



総合公園

④移動しやすく安心・安全な道路・交通ネットワークの充実

- 中心市街地や各地域への交通利便性を向上するため、幹線道路*の整備を推進します。
- 地域住民の利便性向上のため、生活道路の整備を推進します。
- 歩行者や自転車の安全確保を図るため、交通規制や車道との分離などの安全対策を推進します。
- 地域公共交通*については、関係事業者と連携*して、輸送力の増強の検討や利用者のニーズに応じたデマンドバス*などの導入交通体系の構築に取り組みます。
- 武蔵水路沿いなどのサイクリングロードの整備を促進します。
- 利根大堰交差点などの交通渋滞の発生している箇所については、交差点改良を促進します。

書式変更：フォント：(特殊)HG丸ゴシックM-PRO

書式変更：インデント：ぶら下げインデント：1字，右：0mm，左：3.05字，最初の行：-1字

書式変更：フォント：(特殊)HG丸ゴシックM-PRO

方針3：にぎわいと活力のあるまちづくり

⑤①沿道系土地利用の見直し検討

- 行田市総合公園周辺では、観光・情報の発信機能や地域物産販売機能などを備えた交流拠点の整備に取り組みます。
- 国道125号行田バイパス沿道では、沿道サービス施設などを誘導するため、土地利用の見直しを検討します。

書式変更：フォント：(英) HGS創英角ゴシックUB, (日) HGS創英角ゴシックUB, 12 pt, フォントの色：ユーザー設定の色 (RGB(83, 112, 0))

書式変更：インデント：左：0 mm, ぶら下げインデント：4 字

書式変更：間隔 段落前：0 pt

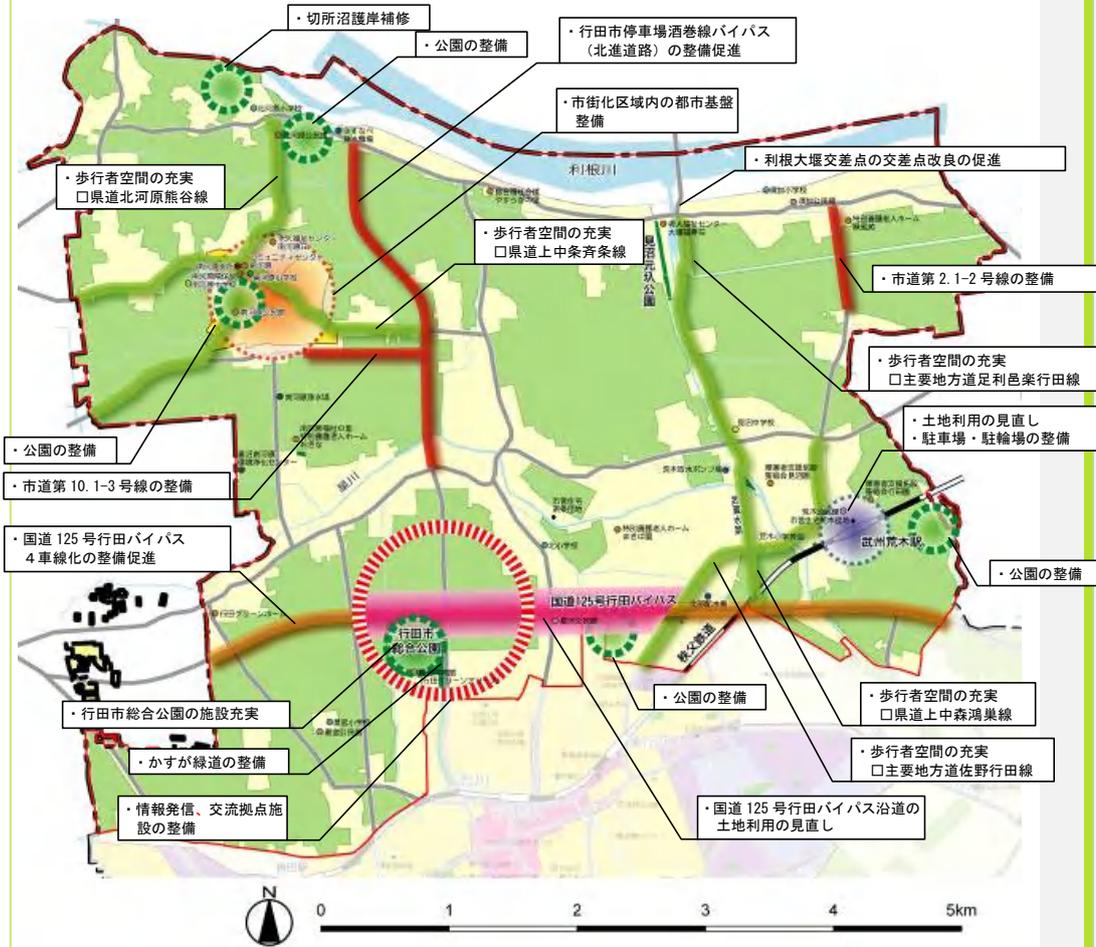
主な取り組み内容一覧表

施策	主な取り組み内容	主な担当課
方針1-① 自然環境及び農地の保全	集団優良農地の保全	農政課
	切所沼護岸補修	農政課
方針1-② 農村集落地景観の保全	開発許可制度の適切な運用	都市計画課・開発指導課
方針2-① 市街化区域の整備推進	市街化区域内の都市基盤整備	道路治水課・都市計画課
方針2-② 地域生活環境の充実	武州荒木駅周辺の土地利用の見直し、 駐車場・駐輪場の整備	都市計画課・道路治水課・ 防災安全課
	行田市総合公園の施設充実	都市計画課
方針2-③ 公園・緑地等の充実	公園の整備	都市計画課
	かすが緑道の整備	都市計画課
	国道125号行田バイパス4車線化の 整備促進	都市計画課
方針2-④ 移動しやすく安心・安全な 道路・交通ネットワークの 充実	行田市停車場酒巻線バイパス（北進 道路）の整備促進	都市計画課
	市道第2.1-2号線の整備	道路治水課
	市道第10.1-3号線の整備	道路治水課
	県道における歩行者空間の充実	都市計画課
	生活道路の整備及び安全対策	道路治水課・防災安全課
	地域公共交通の充実	地域づくり支援課
	サイクリングロードの整備	企画政策課・道路治水課
	利根大堰交差点の交差点改良の促進	都市計画課
方針2-⑤③-① 沿道系土地利用の見直し 検討	情報発信・交流拠点施設の整備	商工観光課・企画政策課・ 都市計画課・農政課
	国道125号行田バイパス沿道の土 地利用の見直し	都市計画課・農政課・ 企画政策課

書式変更：フォント：10.5 pt

※国・県などが主体となり取り組む内容については、施設管理者と十分調整を図り進めるものとします。

■北部地域構想図



	住 宅 地
	商 業 業 務 地
	住 工 複 合 地
	工 業 地
	集 落 地
	農 地
	公 園 ・ 緑 地
	道 路

5-4 南東部地域

1. 地域の概況

地域全体に水田が広がっているほか、行田浄水場、小針クリーンセンター等の供給処理施設*があります。また、さきたま古墳公園や古代蓮の里などの地域資源*に恵まれており、市民の憩いの場・観光スポットとしての役割を担っています。行田みなみ産業団地を除くほぼ全域が市街化調整区域*となっています。

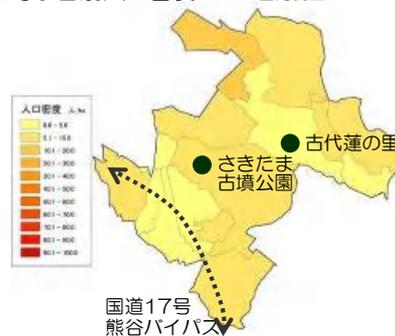


■地域の基礎指標 H22国勢調査および都市計画基礎調査

面積	2,377.4 ha (6,737ha)
市街化区域面積	44.5 ha (1,160ha)
市街化調整区域面積	2,332.9 ha (5,577ha)
人口	13,945 人 (85,786 人)
世帯数	4,474 世帯 (30,630 世帯)
世帯当たり人数	3.12 人/世帯 (2.8 人/世帯)
人口密度	5.9 人/ha (12.7 人/ha)

()内は市全体の数値

■町丁目別人口密度 H22国勢調査



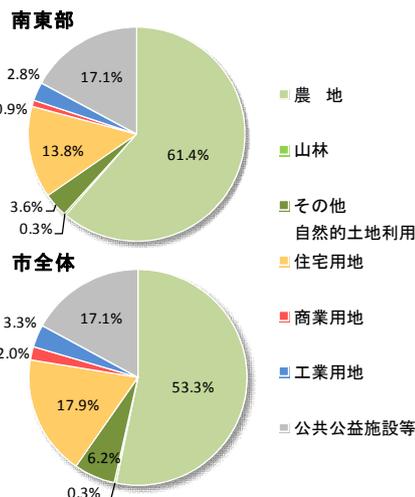
■人口世帯数の推移 H22国勢調査

人口は平成17年から平成22年にかけて5.4%の減少となっており、市全体の減少率(3.4%)と比べ、最も減少幅が大きくなっています。世帯数に関しては横ばいとなっています。



■土地利用の状況 H22都市計画基礎調査

農地の割合が最も多く、住宅・商業用地等の都市的土地利用*の割合は低くなっています。



2. 地域の課題

水と緑と歴史

- さきたま古墳公園や古代蓮の里の施設充実
- 生産性の高い優良農地の保全

地域別懇談会でのご意見
 ○さきたま古墳公園や古代蓮の里、さきたま緑道などの地域資源がある。
 ○保全すべき豊かな自然環境と農地がある。

暮らし

- 生活道路*の整備と安全対策
- 駅及び中心部へのアクセス強化、地域間ネットワークの強化
- 農業用水路の水質浄化
- 幹線道路*における歩行者空間の確保

地域別懇談会でのご意見
 △幹線道路から生活道路へ流入する通り抜け車両が多い。
 △生活道路の幅員が狭く、緊急車両が通行できない箇所がある。歩道がない道路や、行き止まり道路が多い。
 △JR行田駅・吹上駅・北鴻巣駅への公共交通手段が充分ではない。また、地域間を結ぶ道路網が不足している。

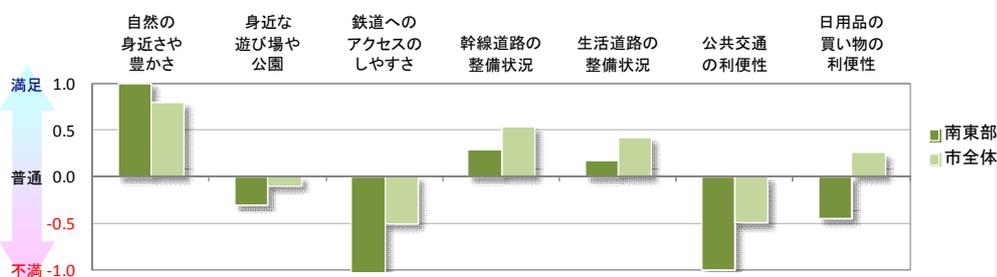
にぎわい

- 新たな産業ゾーンの検討
- 多様な地域資源*のネットワーク化

地域別懇談会でのご意見
 ○さきたま緑道などは、散歩ができて良い。
 △豊かな自然環境や歴史を感じる様々な地域資源があるが、それら資源の繋がりが十分でない。

凡例： ○ 良い点 △ 問題点

市民意識調査の地域別集計結果（抜粋）



※グラフの数字は、各項目に対する満足度の評価結果を、「満足」：2点「ほぼ満足」：1点「やや不満」：-1点「不満」：-2点として合計し、回答者数で割ったものです。-2～+2の範囲で、プラスの数字が大きいものほど満足度が高く、マイナスの数字が大きいものほど満足度が低いことになります。

3. 地域の将来像と基本方針

南東部地域では、豊富な地域資源*の活用に加えて、道路整備の推進や住環境*の充実による安心・安全で利便性の高いまちづくりが求められています。

まちづくりの現状とこれらの課題をふまえて、南東部地域の将来像とまちづくりの方針を次のように位置付けます。

南東部地域の将来像

古代からの歴史や自然と共存し、
新たな活力の源として発展するまち

南東部地域の基本方針

1) 地域資源を活用したまちづくり

- ・さきたま古墳公園や古代蓮の里など恵まれた地域資源を活用し、交流が盛んなまちづくりを進めます。

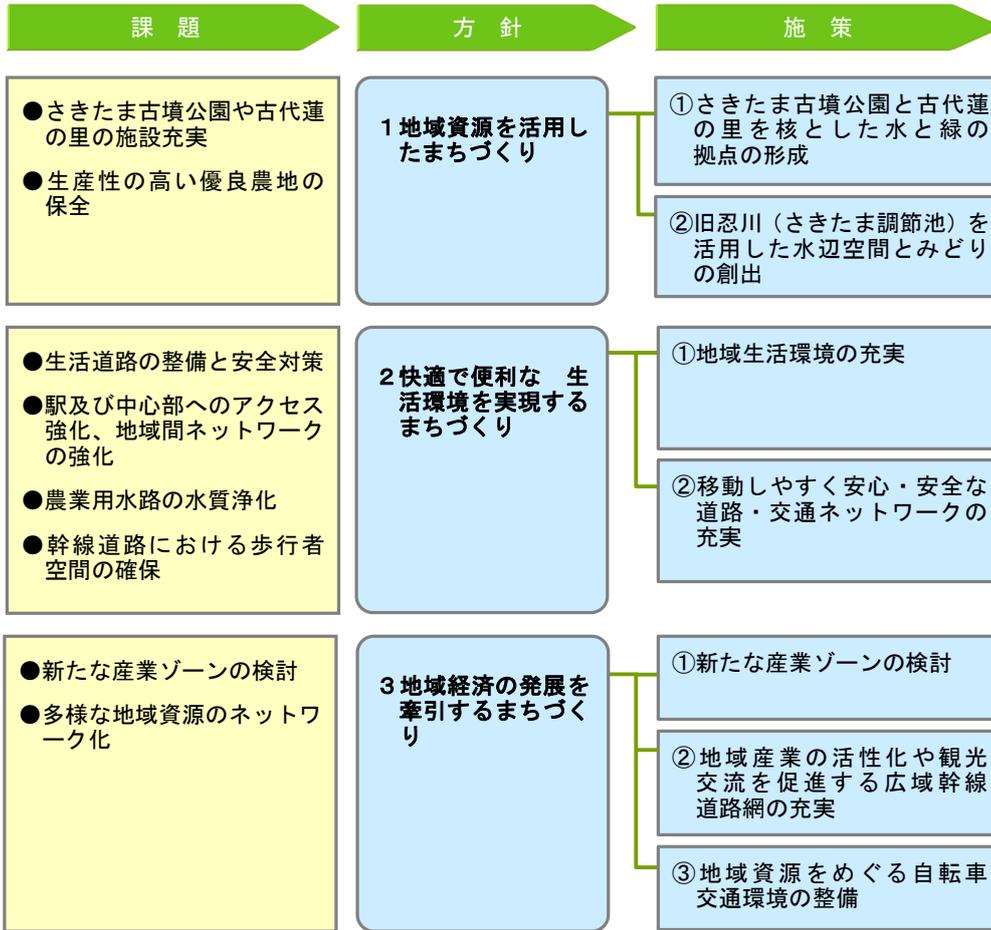
2) 快適で便利な生活環境を実現するまちづくり

- ・道路・交通ネットワークの充実により、地域コミュニティ*の維持を図り、安心して快適に住み続けることができるまちづくりを進めます。

3) 地域経済の発展を牽引するまちづくり

- ・土地利用の見直しや都市基盤施設の整備などを行い、地域経済の発展を牽引するまちづくりを進めます。

南東部地域の体系図



4. 施策の内容

方針1：地域資源※を活用したまちづくり

①さきたま古墳公園と古代蓮の里を核とした水と緑の拠点の形成

- さきたま古墳公園は、拡張や史跡整備を促進します。
- 古代蓮の里は、観光機能の充実を図るため、更なる施設整備を推進します。
- さきたま古墳公園と古代蓮の里のつながりを強化するため、旧忍川の整備を促進します。
- 周辺に広がる生産性の高い集団的な優良農地を維持・保全します。



古代蓮の里



さきたま古墳公園

②旧忍川（さきたま調節池）を活用した水辺空間とみどりの創出

- 治水機能を確保するとともに、豊かな生態系が残された美しい水辺空間を創出するため、親水護岸や遊歩道の整備を促進します。



旧忍川（さきたま調節池）

方針2：快適で便利な生活環境を実現するまちづくり

①地域生活環境の充実

- 水質汚濁低減のため、合併処理浄化槽※による水洗化を促進します。
- 局地的な豪雨や台風等による浸水や冠水などの水害を防ぐため、河川・水路の治水対策を推進します。
- 公民館、自治会館などの機能充実や小・中学校の有効活用に取り組みます。

②移動しやすく安心・安全な道路・交通ネットワークの充実

- 中心市街地や各地域への交通利便性を向上するため、幹線道路^{*}の整備を促進します。
- 地域住民の利便性向上のため、生活道路^{*}の整備を推進します。
- 歩行者や自転車の安全確保を図るため、交通規制や車道との分離などの安全対策を推進します。
- 地域公共交通^{*}については、利用者のニーズに応じたデマンドバス^{*}などの導入交通体系の構築に取り組みます。

方針3：地域経済の発展を牽引するまちづくり

①新たな産業ゾーンの検討

- 産業振興を図るため、国道17号熊谷バイパス沿道や幹線道路沿道において、新たな産業系用途の土地利用を検討します。

②地域産業の活性化や観光交流を促進する広域幹線道路^{*}網の充実

- 高速道路や圏央道のインターチェンジへのアクセス強化を図るため、熊谷渋川連絡道路や上尾道路などの広域幹線道路の整備を促進します。



地域高規格道路（国道17号熊谷バイパス柿沼肥塚立体）

出典：国土交通省

③地域資源^{*}をめぐる自転車交通環境の整備

- さきたま古墳公園や古代蓮の里などの自然や歴史資源^{*}を自転車で快適にめぐることができるサイクリングロードの整備を推進します。

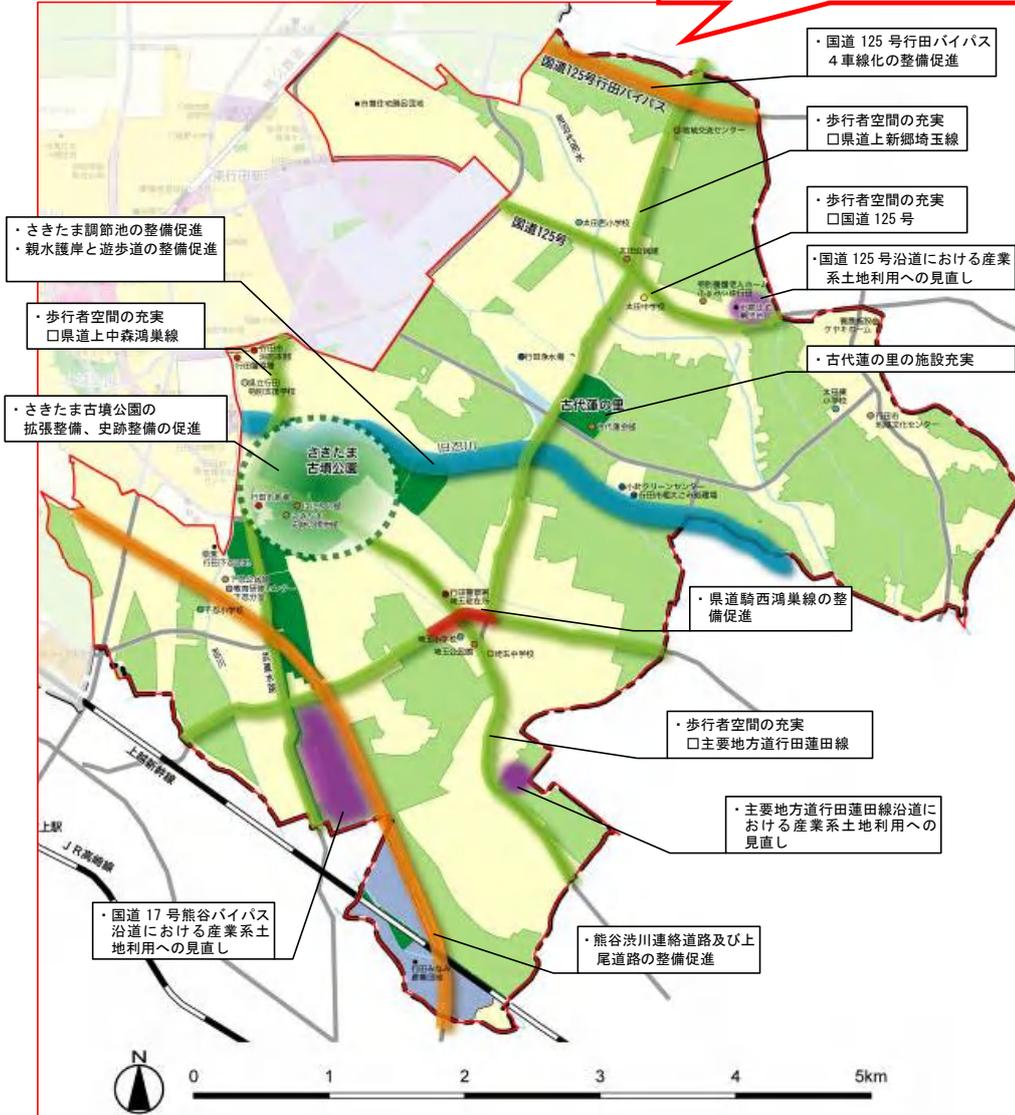
主な取組み内容一覧表

施策	主な取組み内容	主な担当課
方針1-① さきたま古墳公園と古代蓮の里を核とした水と緑の拠点の形成	さきたま古墳公園の拡張整備、史跡整備の促進	都市計画課・文化財保護課
	古代蓮の里の施設充実	都市計画課
	集団的な優良農地の保全	農政課
方針1-② 旧忍川を活用した水辺空間とみどりの創出	さきたま調節池の整備促進	道路治水課
	親水護岸と遊歩道の整備促進	企画政策課・都市計画課
方針2-① 地域生活環境の充実	合併処理浄化槽による水洗化の促進	環境課
	治水対策の推進	道路治水課
方針2-③ 移動しやすく安心・安全な道路・交通ネットワークの充実	国道道における歩行者空間の充実	都市計画課
	生活道路の整備及び安全対策	道路治水課・防災安全課
	地域公共交通の充実	地域づくり支援課
方針3-① 新たな産業ゾーンの検討	国道17号熊谷バイパス、国道125号、主要地方道行田蓮田線沿道における産業系土地利用への見直し	都市計画課・農政課・ 商工観光課・企画政策課・ 開発指導課
	熊谷渋川連絡道路及び上尾道路の整備促進	都市計画課
方針3-② 地域産業の活性化や観光交流を促進する広域幹線道路網の充実	国道125号行田バイパス4車線化の整備促進	都市計画課
	サイクリングロードの整備	企画政策課・道路治水課
方針3-③ 地域資源をめぐる自転車交通環境の整備	歴史資源をめぐるルートの充実	文化財保護課

※国・県などが主体となり取組む内容については、施設管理者と十分調整を図り進めるものとします。

騎西鴻巣線を削除（要差し替え）
 ※p150の表からは削除済み。

南東部地域構想図



・さきたま調節池の整備促進
 ・親水護岸と遊歩道の整備促進

・歩行者空間の充実
 □県道上中森鴻巣線

・さきたま古墳公園の
 拡張整備、史跡整備の促進

・国道125号行田バイパス
 4車線化の整備促進

・歩行者空間の充実
 □県道上新郷埼玉線

・歩行者空間の充実
 □国道125号

・国道125号沿道における産業
 系土地利用への見直し

・古代蓮の里の施設充実

・県道騎西鴻巣線の整備促進

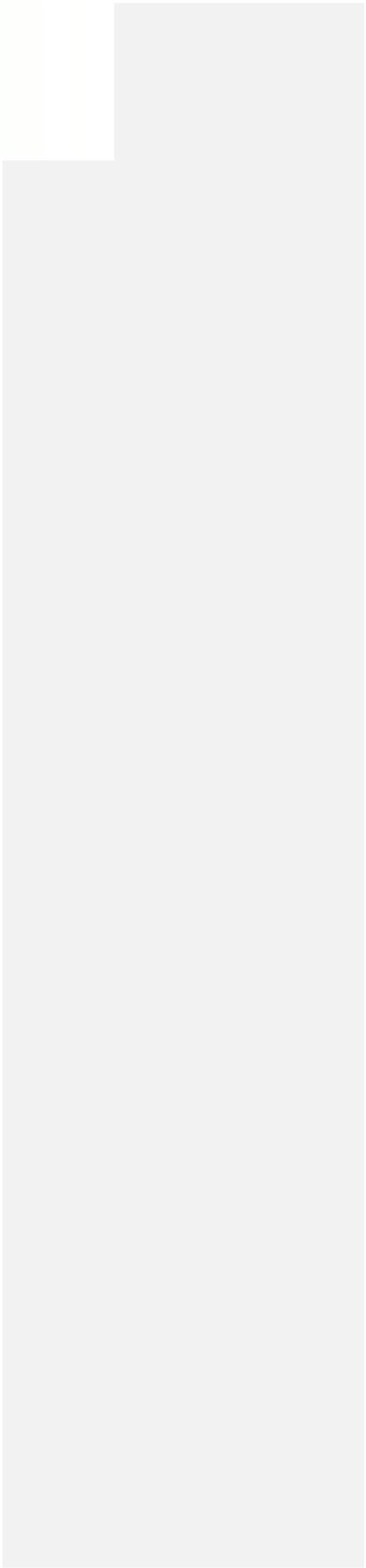
・歩行者空間の充実
 □主要地方道行田蓮田線

・主要地方道行田蓮田線沿道に
 における産業系土地利用への
 見直し

・国道17号熊谷バイパス
 沿道における産業系土
 地利用への見直し

・熊谷渋川連絡道路及び上
 尾道路の整備促進

	住 宅 地
	商 業 業 務 地
	住 工 複 合 地
	工 業 地
	集 落 地
	農 業 地
	公 園 ・ 緑 地
	道 路



第6章 計画の実現に向けて

書式変更: フォント: 24 pt
書式変更: フォント: 24 pt, フォントの色: 自動

- 6-1 計画を推進するための基本方針
- 6-2 市民・事業者・行政の役割
- 6-3 計画の実現に向けた
リーディングプロジェクト
- 6-4 まちづくりの推進体制の構築と
—計画の進行管

書式変更: インデント: 最初の行: 5.51 字
書式変更: フォント: 18 pt

書式変更: インデント: 最初の行: 13.51 字

書式変更: インデント: 最初の行: 5.51 字

理

第6章
計画の実現に
向けて

6-1 計画を推進するための基本方針

「第3章 将来都市像」で示した新たな都市づくりへの転換を成し遂げるためには、市民と行政がそれぞれの立場から互いに理解・協力・連携[※]しながら、構想段階から事業化段階まで継続して、主体的にまちづくりに関わっていくことが必要です。

平成23年度にスタートした「第5次行田市総合振興計画[※]」においても、将来像の実現に向けたまちづくりを進めるために、「まちを構成し、協働[※]の担い手となるすべての要素が、お互いの信頼関係を築き、自主・自立のもとそれぞれが得意とする分野で力を発揮しながら、連携・協働によるまちづくりを進めている」状態を目指す姿としています。

本計画においては、「連携・協働によるまちづくり」と「目標実現に向けた計画的な事業推進」をキーワードとして、計画を推進するための3つの基本方針を定めます。

基本方針1 一人ひとりがまちづくりの担い手の意識を持ち、主体性を持ってまちづくりに関わる

- ・まちづくりの担い手となる市民・事業者・行政が、それぞれの立場や役割を認識し、連携・協働によるまちづくりを進めるための仕組みや体制をつくり、まちづくりを進めます。

基本方針2 先導的な取組みを推進する

- ・将来都市像に掲げた「水と緑と歴史を活かした、環境負荷[※]の少ない集約・連携型の都市づくり」を実現するために先導的な役割を担う取組みを「リーディングプロジェクト」として推進します。

基本方針3 計画の実現に向けた進行管理を行う

- ・将来都市像の実現に向けて、計画的に取組みを進めていくため、PDCAサイクル[※]による適切な進行管理を行うとともに、市民参加による評価や見直しを行います。

6-2 市民・事業者・行政の役割

まちづくりの担い手となる主体には、行政だけでなく、住民や本市への通勤・通学者、自治会等の地域組織、NPO^{*}・ボランティア団体などの「市民」、企業や高次教育機関^{*}などの「事業者」など、本市で活動する個人、団体が含まれます。

将来都市像を実現するためには、市民や事業者が互いに協力し、まちづくりに関わる必要があります。

様々なまちづくりの場面で、市民・事業者・行政が連携^{*}・協働^{*}しながら取組みを進めていくために、それぞれの役割を以下のように位置付けます。

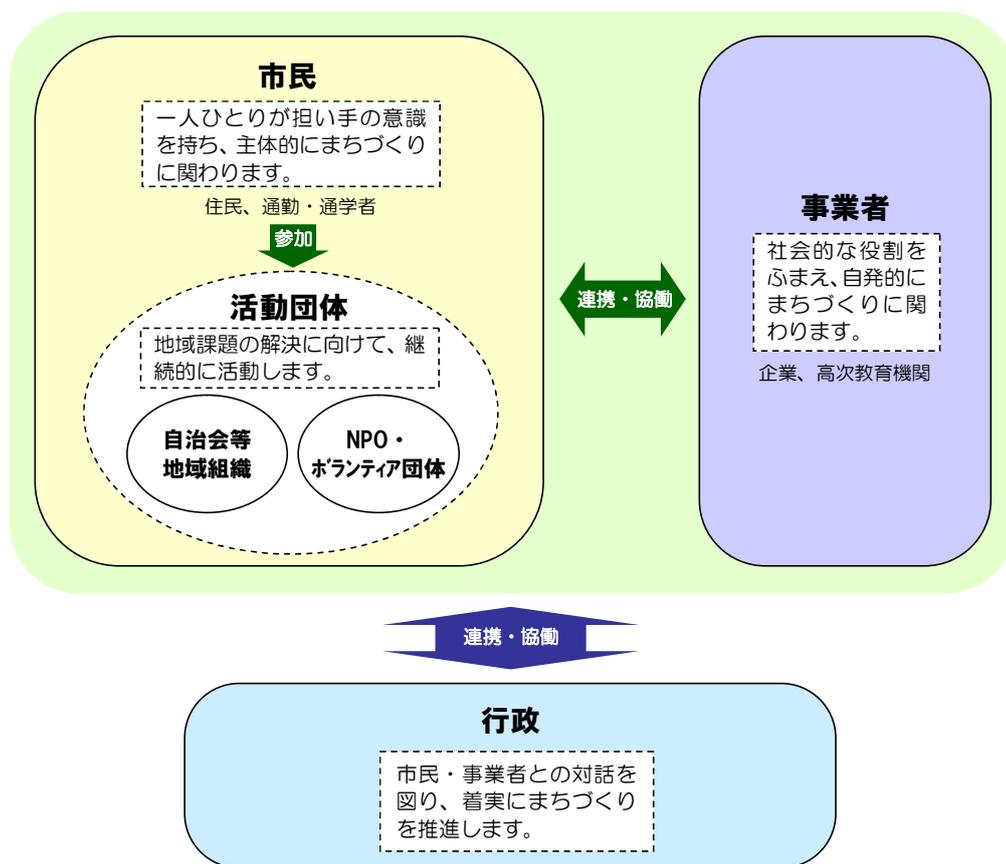


図 市民・事業者・行政の役割と位置付け

1. 市民の役割

市民には、住民や通勤・通学者といった個人としての市民と、地域の課題解決に向けて取り組む自治会やNPO*・ボランティア団体などの団体としての市民があります。暮らしを楽しみ、愛着と誇りを持って住み続けたり、働き続けるためには、子どもからお年寄りまで一人ひとりが、まちづくりの担い手であること認識し、主体的なまちづくり活動を実践していくことが求められます。

そのため、日頃からまちづくりに関心を持ち、行政が実施するアンケートや意見交換会*、市民会議*、まちづくりイベントなど多様な市民参加の機会への積極的な参加に努めます。また、自治会などの身近な地域コミュニティ*で行う環境美化や防犯・防災などのまちづくり活動、関心のあるテーマを扱うNPO・ボランティア団体などに参加したり、新たな活動や取組みを立ち上げたりするなど、地域課題の解決に自主的に取り組みます。

【連携*・協働*の取組み事例】

- ◆行政が実施するアンケートへの協力
- ◆地区計画*や景観条例*等の策定など、計画づくりに関する意見交換会や市民会議への参加
- ◆まちの魅力向上に向けた環境美化活動や、防災・防犯活動などへの参加
- ◆道路・河川・公園など地域施設の維持管理への協力



計画づくりにおける市民参加



地域の公園での維持管理活動

2. 事業者の役割

事業者には、市内で企業活動を展開する企業や事業者のほか、研究機関や大学などの高次教育機関*が含まれます。企業や事業者には、住宅地開発や道路整備、商業・業務施設の整備など都市計画に関わるものや、商店など市民の暮らしに関わるものがあり、どちらも、まちづくりを進めるうえで密接な関わりを持っています。

そのため、社会的な役割をふまえ、専門的な知識等を活用し、自発的なまちづくり活動への参加や実践に努めます。

また、高次教育機関は、専門性や高い技術力を活かしたまちづくり活動への参加とともに、連携*・協働*によるまちづくりに努めます。

【連携・協働の取組み事例】

- ◆都市計画マスタープランをふまえた、住宅地開発や商業・業務施設などの整備
- ◆まちの魅力向上に向けた環境美化などの企業活動の展開
- ◆専門的知識を活かした、環境保全などの調査・研究への協力
- ◆道路・河川・公園など地域施設の整備や維持管理への協力

3. 行政の役割

行政には、市民や事業者が、それぞれの立場で主体性を持ってまちづくり活動に取り組むことができるよう、市民ニーズの把握を行うとともに、協働によるまちづくりの体制を整え、市民や事業者の活動を支援していくことが求められています。また、市民や事業者との合意形成を図り、まちづくりを着実に実施していくことが求められています。

そのため、計画策定段階や整備段階などの各段階において、まちづくりに関する情報発信や意見聴取を積極的に行い、市民や事業者が様々な形で参加できる機会の拡大に努めます。更に、人材育成やまちづくり活動の継続・発展に向けた支援を行います。

また、国や県、周辺市及び関係機関との広域的な連携や調整など、行政にしかできない役割を担います。

【連携・協働の取組み事例】

- ◆まちづくりに関する情報発信やまちづくりへの関心を高めるための意識啓発
- ◆自治会やNPO*・ボランティア団体等によるまちづくり活動に対する支援の充実
- ◆意見交換会*や市民会議*など、市民や事業者と対話を行う機会の充実

6-3 計画の実現に向けたリーディングプロジェクト

本計画を実現するため、先導的な取組みを「リーディングプロジェクト」として位置付け、速やかに「5年で見えるまちづくり」に向け推進します。

「元気」づくりプロジェクト

- 1) 都市拠点の形成とまちなか居住の誘導
- 2) ~~農村集落地における~~地域コミュニティの維持と生活環境の向上
- 3) 土地利用の転換によるにぎわいと活力の創出

書式変更: フォントの色 : 赤, 二重取り消し線

「ネットワーク」づくりプロジェクト

- 1) 利便性の高い道路・公共交通ネットワークの形成
- 2) まちを楽しむためのネットワークの形成
- 3) 地域資源を活かしたネットワークの形成

「水と緑と歴史のまち」づくりプロジェクト

- 1) 身近な水と緑の保全とふれあい環境の創出
- 2) 水と緑と歴史がおりなす、魅力ある景観の維持・保全
- 3) 地域資源の活用による、にぎわいと交流の創出

●「元気」づくりプロジェクト

1) 都市拠点の形成とまちなか居住の誘導

主な取組み	主な担当課
JR行田駅の駅前広場再整備	都市計画課・道路治水課
コミュニティ [※] 施設など公共公益施設の充実	企画政策課・都市計画課
都市計画法第34条第11号区域 [※] の見直し	都市計画課
身近な小規模店舗などの起業・経営を支える支援制度の充実	商工観光課

2) 地域コミュニティの維持と生活環境の向上

主な取組み	主な担当課
生活道路 [※] の整備及び安全対策	道路治水課・防災安全課
身近な公園の整備及びトイレや遊具 ^④ 更新などの機能充実	都市計画課
河川や水路の治水対策	道路治水課
環境に配慮した道路照明灯や防犯灯の整備	防災安全課・道路治水課・地域づくり支援課
下水道の整備と合併処理浄化槽 [※] の設置促進	下水道課・環境課

3) 土地利用の転換によるにぎわいと活力の創出

主な取組み	主な担当課
多機能交流拠点の整備	商工観光課・都市計画課
広域幹線道路 [※] の整備促進	都市計画課
産業系や幹線道路 [※] 沿道の土地利用の見直し	都市計画課・開発指導課
住居系土地利用への見直し	都市計画課
エコタウン [※] の推進	環境課

※国・県などが主体となり取組む内容については、施設管理者と十分調整を図り進めるものとしてします。

● 「ネットワーク」づくりプロジェクト

1) 利便性の高い道路・公共交通ネットワークの形成

主な取組み	主な担当課
南北軸幹線道路*の整備促進	都市計画課・道路治水課
市内循環バスなど地域公共交通*の充実	地域づくり支援課

2) まちを楽しむためのネットワークの形成

主な取組み	主な担当課
忍城址周辺整備基本計画による せせらぎや遊歩道の整備	都市計画課・道路治水課
生活道路*の整備及び安全対策	防災安全課・道路治水課
快適な歩行者空間の整備	道路治水課・都市計画課
サイクリングロードの充実	企画政策課・道路治水課

3) 地域資源を活かしたネットワークの形成

主な取組み	主な担当課
忍川や旧忍川、酒巻導水路の親水護岸や 遊歩道の整備促進	企画政策課・都市計画課 道路治水課
忍城址からさきたま古墳公園までの 歩道整備	都市計画課・道路治水課

※国・県などが主体となり取組む内容については、施設管理者と十分調整を図り進めるものとします。

●「水と緑と歴史のまち」づくりプロジェクト

1) 身近な水と緑の保全とふれあい環境の創出

主な取組み	主な担当課
緑の基本計画*の改定	都市計画課
水城公園の施設充実	都市計画課
森づくり環境再生事業の推進	都市計画課
忍川・旧忍川の親水護岸や遊歩道の整備促進	企画政策課・道路治水課

2) 水と緑と歴史がおりなす、魅力ある景観の維持・保全

主な取組み	主な担当課
景観条例*の制定	都市計画課・開発指導課
道路や河川などの里親制度*の充実	道路治水課

3) 地域資源の活用による、にぎわいと交流の創出

主な取組み	主な担当課
足袋蔵を活用した蓮華寺通界わいの整備	企画政策課・都市計画課 商工観光課 文化財保護課
古代蓮の里の施設充実	都市計画課
行田市総合公園の施設充実	都市計画課
さきたま古墳公園の拡張・史跡整備の促進	都市計画課・文化財保護課

※国・県などが主体となり取組む内容については、施設管理者と十分調整を図り進めるものとします。

6-4 まちづくりの推進体制の構築と計画の進行管理

1. 市民・事業者との連携・協働によるまちづくりの推進

市民・事業者・行政が、まちづくりの目標を共有し、それぞれの立場でまちづくりに取り組めるよう、協働^{*}の体制を整え、まちづくりを進めていきます。

1) 広報・広聴活動の推進

- ・まちづくりや都市計画に関する理解・関心を高めるとともに、一人ひとりの担い手としての意識を醸成するため、施策や事業の内容、環境美化などのまちづくり活動など、まちづくりに関する積極的な情報発信に努めます。
- ・まちづくりに関する意見などを一元的に受け付けることができるワンストップサービスの充実を図ります。
- ・まちづくりや都市計画に関するアンケート調査や意見交換会^{*}や、市民会議^{*}などを必要に応じて実施します。

2) まちづくり活動に対する支援の充実

- ・市民が主体的に行う地区計画^{*}などのルールづくりや、緑化などのまちづくり活動を行うに際して、アドバイスや情報提供、専門家派遣などの支援を行います。
- ・市民や事業者による主体的なまちづくり活動に対して、適切な支援と対応を行うために、庁内連携^{*}体制の強化を図ります。

2. 庁内のまちづくり推進体制の充実

本計画の推進にあたっては他の分野別計画との整合を図りながら、連携してまちづくりを進めることが必要です。

そのため、土地利用・道路・交通・公園などの都市計画分野はもとより、産業振興・観光・福祉・教育・子育てなどの関わりが深い分野の関係課を含めた「(仮称)都市計画マスタープラン推進会議」を設置します。

3. 関係機関との連携体制の構築

広域化するまちづくりの課題や、市独自では解決が難しい課題に対応するため、国・県などの関係機関や周辺自治体との広域的な連携体制によるまちづくりを進めます。

また、先導的に課題解決の方向性を打ち出し、国や県の支援や応援を求めていくような積極的な取組みを推進します。

4. 計画の進行管理

本計画に掲げる取組みは長期間にわたるものが多いこと、また取組み内容が相互に関連することから、その成果や効果がすぐに現れにくいという特徴があります。また、人口減少とともに財政規模の縮小が予測され、限られた財政状況の中で、選択と集中が重要となります。このことから、本計画に位置付けられた施策がどのように事業に反映され、実現されているかを検証することが必要となります。

そのため、PDCAサイクル^{*}による計画の進行管理を行うために、新たに設置する「(仮称)都市計画マスタープラン推進会議」において、毎年度の事業実績及び計画の進捗状況を把握し、情報の共有を図るとともに、上位計画である総合振興計画^{*}の評価年次に合わせて、進捗状況や効果発現要因等の評価を行います。

また、まちづくりをとりまく状況の変化に応じて、市民・事業者及び関係機関等との意見交換を行いながら、適宜計画の見直しを行います。

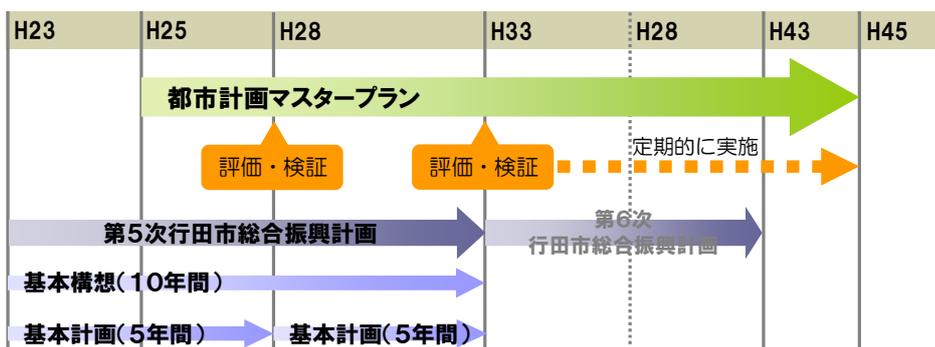
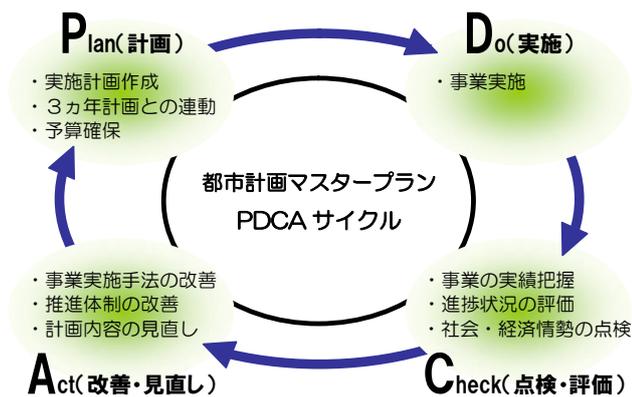
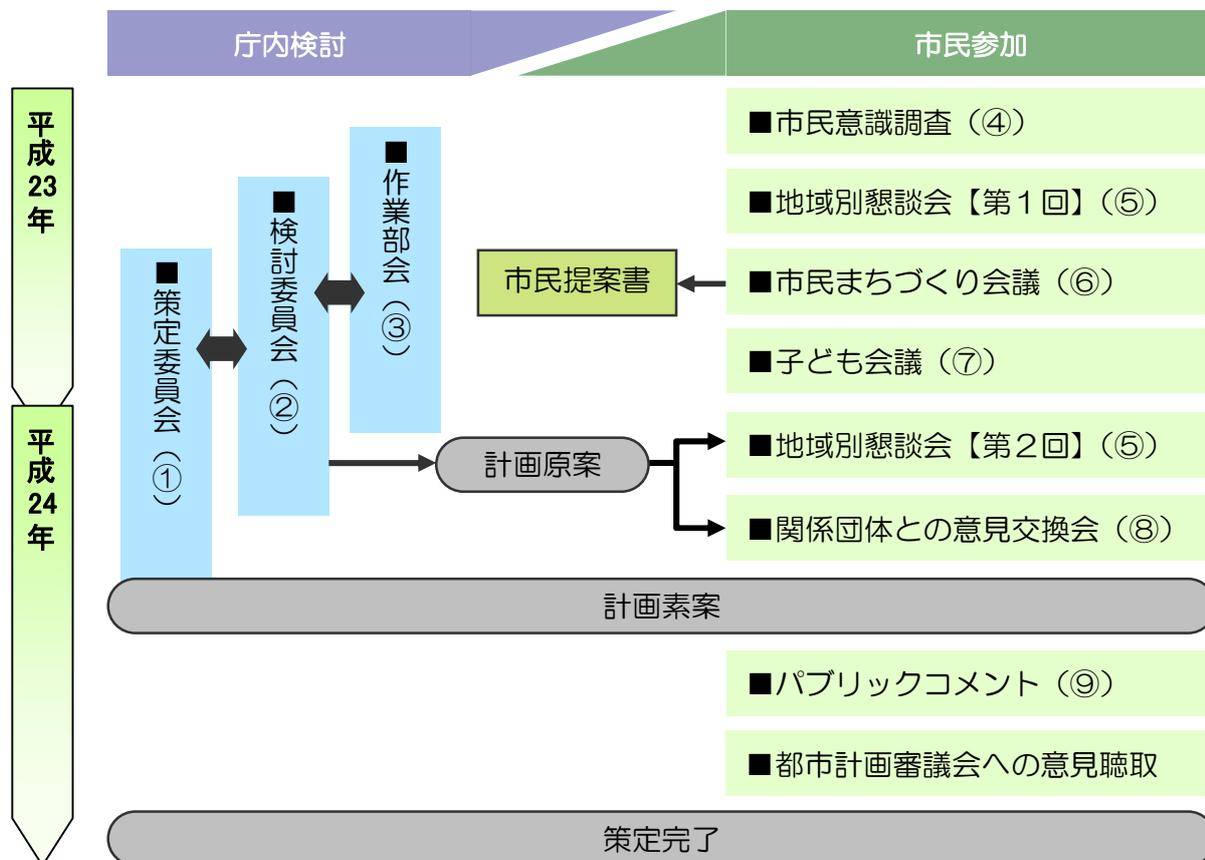


図 都市計画マスタープランの進行管理

参考資料 1. 都市計画マスタープランの策定経過

● 策定の流れ



① 策定委員会

開催日	回	概要
平成23年12月22日	第1回	・行田市の現況 ・主要な検討課題
平成24年3月16日	第2回	・将来都市像と都市づくりの体系について
4月12日	第3回	・目標の実現に向けた主要な課題について
8月2日	第4回	・全体構想（分野別構想）について
9月27日	第5回	・地域別構想について
10月9日	第6回	・計画の実現に向けて
12月14日	第7回	・計画素案について

② 検討委員会

開催日	回	概要
平成 23 年 11 月 16 日	第 1 回	・ 行田市の現況 ・ 主要な検討課題
平成 24 年 2 月 20 日	第 2 回	・ 将来都市像と都市づくりの体系について ・ 目標の実現に向けた主要な課題について
7 月 5 日	第 3 回	・ 全体構想（分野別構想）について（その 1）
7 月 13 日	第 4 回	・ 全体構想（分野別構想）について（その 2）
8 月 9 日	第 5 回	・ 地域別構想について
9 月 14 日	第 6 回	・ 計画の実現に向けて

③ 作業部会

開催日	回	概要
平成 23 年 10 月 28 日	第 1 回	・ 現行計画の振り返り ・ 市の現況と課題の整理
平成 24 年 2 月 6 日	第 2 回	・ 将来都市像と都市づくりの体系について ・ 目標の実現に向けた主要な課題について
6 月 26 日	第 3 回	・ 全体構想（分野別構想）について
7 月 25 日	第 4 回	・ 地域別構想について
8 月 22 日	第 5 回	・ 計画の実現に向けて

④ 市民意識調査

期間	概要
平成 23 年 9 月 23 日～10 月 11 日	・ 18 歳以上の市民の中から無作為に抽出した 3,000 人を対象に実施

⑤ 地域別懇談会

【第 1 回】

開催日	地域	概要								
平成 23 年 11 月 19 日	中心部地域	・ 地域の現況と課題についての意見交換 （出席者数） <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>中心部地区</td> <td>西部地区</td> <td>北部地区</td> <td>南東部地区</td> </tr> <tr> <td>32 名</td> <td>23 名</td> <td>15 名</td> <td>20 名</td> </tr> </table>	中心部地区	西部地区	北部地区	南東部地区	32 名	23 名	15 名	20 名
中心部地区	西部地区		北部地区	南東部地区						
32 名	23 名		15 名	20 名						
11 月 19 日	西部地域									
11 月 20 日	北部地域									
11 月 20 日	南東部地域									

【第2回】

開催日	地域	概要											
平成 24 年 9月 1日	中心部地域	・地域別構想に対する意見交換 (出席者数) <table border="1"> <thead> <tr> <th>中心部地区</th> <th>西部地区</th> <th>北部地区</th> <th>南東部地区</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>17名</td> <td>16名</td> <td>8名</td> <td>8名</td> </tr> </tbody> </table>				中心部地区	西部地区	北部地区	南東部地区	17名	16名	8名	8名
中心部地区	西部地区					北部地区	南東部地区						
17名	16名					8名	8名						
9月 1日	西部地域												
9月 2日	北部地域												
9月 2日	南東部地域												

⑥ 市民まちづくり会議

開催日	回	概要
平成 23 年 11 月 27 日	第 1 回	・まちづくりの現状と課題について [出席者：26名]
12月 18日	第 2 回	・まちづくりの方向性について [出席者：23名]
平成 24 年 1 月 29 日	第 3 回	・まちづくり方策について [出席者：25名]
2月 26日	第 4 回	・テーマ別まちづくりの市民案について [出席者：26名]
8月 26日	意見 交換会	・将来都市像、全体構想（分野別構想）の内容について [出席者：25名]

⑦ 子ども会議

開催日	概要
平成 23 年 12 月 10 日	・行田市の 20 年後の姿について [出席者：55名]

⑧ 関係団体との意見交換会

開催日	対象	概要
平成 24 年 4月 24日	行田商工会議所【第 1 回】	・概要と検討課題について [出席者：17名]
9月 18日	行田商工会議所【第 2 回】	・将来都市像、全体構想（分野別構想）について [出席者：18名]
9月 25日	行田青年会議所	・将来都市像、全体構想（分野別構想）について [出席者：8名]

⑨ パブリックコメント

期間	概要
平成 24 年 1月9日～2月7日	・計画素案に対する市民意見を募集 [提出意見数：●件]

● 行田市都市計画マスタープラン策定委員会名簿

(敬称略)

分類	氏名	所属等	備考
(1)学識経験を有する者	酒井 建二	建築家・技術士(都市及び地方計画)	委員長
	宮本 伸子	ものづくり大学	
(2)議会議員の代表	吉田 豊彦	建設環境常任委員会	副委員長
	柿沼 貴志	総務文教常任委員会	
	秋山 佳子	健康福祉常任委員会	
(3)執行機関の職員	小河原 勝美	総合政策部長	
	橋本 好司	都市整備部長	
(4)各種団体から推薦された者	秋山 量一	行田市農業委員会	
	小林 康男	行田市民生委員・児童委員連合会	
	野中 昭夫	行田市自治会連合会	
	山崎 孝子	行田市男女共同参画推進審議会	
	白井 裕泰	行田市環境審議会	
	細井 保雄	行田商工会議所	
	川田 英一	南河原商工会	
	荒井 文之助	行田市観光協会	
	今村 武蔵	行田市民大学	
	町田 光	行田市PTA連合会	
	中居 恵子 長原 順子	行田市保幼小連絡協議会	平成23年度 平成24年度
	井上 光広	行田青年会議所	
	野村 正幸	ほくさい農業協同組合	
(5)関係行政機関の職員	宇野 隆 鈴木 英樹	行田県土整備事務所	平成23年度 平成24年度
	正田 行夫	加須農林振興センター	
(6)公募の市民	大久保 毅		
	富岡 誠		

参考資料 2. 市民まちづくり会議による市民提案書[抜粋]

1) 「住まいと暮らし」に関する市民提案

テーマ	分野	人数
住まいと暮らし	住環境、防災・防犯、コミュニティ	8名

① 防災について

まちづくりの方向性	取組みアイデア
<ul style="list-style-type: none"> ●災害に強いまちのあり方を検討する。 ●水害対策を充実させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・老朽建築物の耐震化 ・水害に備えるための河川改修 ・貯留機能を備えた水路の整備 ・治水機能を備えた公園の整備
<ul style="list-style-type: none"> ●市街地の延焼を防ぐための空間を確保する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地におけるオープンスペースの確保
<ul style="list-style-type: none"> ●防災体制の見直しや災害時の体制を強化する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所の安全対策（施設の耐震化等）の強化 ・防災体制（コミュニティ・インフラ整備）の見直し ・水害ハザードマップの定期的な見直し ・地震、水害、火災別の防災訓練の実施

② 生活環境・住環境について

まちづくりの方向性	取組みアイデア
<ul style="list-style-type: none"> ●良好な住環境を維持・保全するためのルールをつくる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・建築協定や地区計画制度の活用 ・行田市にふさわしい敷地面積の設定 ・宅地開発における公園整備のあり方の検討
<ul style="list-style-type: none"> ●住宅地の安全性を確保するための道路整備を進める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・良好な住宅地を活かす生活道路の整備
<ul style="list-style-type: none"> ●防災性を考慮した安全な住宅地をつくる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ブロック塀を生け垣にするなどのルールづくり ・生け垣化に対する補助制度の整備

③ 緑・公園について

まちづくりの方向性	取組みアイデア
<ul style="list-style-type: none"> ●屋敷林などのまとまった緑を保全・活用する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・屋敷林の公園化（オープンガーデンなど）
<ul style="list-style-type: none"> ●公園や街路樹の維持管理のあり方を見直す。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公園の里親制度の導入 ・ベンチ、樹木等の公園施設や街路樹のオーナー制度の導入 ・農協跡地などの空き地の活用

④ 環境美化について

まちづくりの方向性	取組みアイデア
●地域が主体となったクリーン活動を継続する。	・自治会や小・中学校におけるクリーン活動の継続 ・河川や水路の清掃及び年間通水の実施

⑤ コミュニティ・防犯について

まちづくりの方向性	取組みアイデア
●地域で気軽に集まれる場所の整備・充実を図る。	・コミュニティ施設の整備（自治会館の機能充実） ・小・中学校の有効活用 ・既存施設の再編成（公民館、地域文化センター、自治会館）
●市民活動を活性化する。	・ボランティア・NPO 団体の連携と窓口の一本化 ・まちづくりに関する相談窓口の充実
●防犯灯の整備・充実を図る。	・全地域での防犯灯の整備 ・足元を照らすタイプの防犯灯の導入検討

特に進めるべき「重点的な取組み」

● 元気な高齢者の活用と市民活動の活性化

今後、団塊世代の定年退職により地域で過ごす人が増加する。また、スキルや経験を活かしたいと思っている人も多い。そのような元気な高齢者を活用し、市民活動の活性化につなげるために、活動の場の創出や窓口の一本化などの取組みが必要である。

● 環境に配慮した、災害時にも機能する防犯灯の整備

現在、防犯灯などの LED 化が進められているが、環境に配慮するとともに災害時にも対応可能な自然エネルギーを活用した“発電型”の電源を確保することが必要である。

● “水と緑のまち”にふさわしいクリーン活動

水と緑のまちにふさわしい、きれいな河川や水路を目指して、市民によるクリーン活動は、今後も積極的に継続していく必要がある。

● 公園・街路樹のオーナー制の導入

あまり使われていない地域の公園などがあるため、公園の里親制度や街路樹のオーナー制を導入し、市民に親しまれる公園や街路樹を育てていく必要がある。

2) 「暮らしを支える」に関する市民提案

テーマ	分野	人数
暮らしを支える	道路、公共交通、上下水道	7名

① 道路について

まちづくりの方向性	取組みアイデア
●歩いて暮らせるまちづくりを推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・歩行者空間の確保 <ul style="list-style-type: none"> ▶ みなし歩道化(狭あい道路におけるグリーン舗装等)の推進 ▶ 幹線道路の街路樹の一部伐採による歩行者空間の確保 ▶ 一方通行等交通規制による歩行者空間の充実 ▶ 国道125号バイパスの側道の歩行者専用化 ・目的地を意識した、つながりのある歩道の整備 ・自転車レーンの整備 ・生活専用道路(車両通行規制)の区域指定
●歩きたくなる、人に優しいまちづくりを推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ユニバーサルデザインによる歩道の整備(歩道のバリアフリー化など) ・歩道幅員の拡幅 ・国道125号など市内中心部を走る大型車両の抑制 ・国道125号の管理の市への移管 ・信号点滅時間の見直し
●道路拡幅・新設による住環境への影響を考慮しながら計画を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・既存道路と新設道路の整備のあり方の検討
●魅力的な幹線道路沿道の整備を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・国道125号行田バイパス沿道への道の駅設置の検討
●南北方向道路を充実させる。	<ul style="list-style-type: none"> ・南北方向道路((都)常盤通佐間線、行田市停車場酒巻線バイパス)の整備
●案内板等の整備により利用者の利便性を向上させる。	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者に伝わる道路案内板の工夫・見直し
●市民と一体となった「みちをまもる」ための仕組みをつくる。	<ul style="list-style-type: none"> ・道路照明灯の充実 ・街路樹や歩道の維持管理の仕組みづくり

② 公共交通について

まちづくりの方向性	取組みアイデア
●バス路線の利便性を高める。	・JR 行田駅への路線バスの新設・運行
●高齢者や観光客に配慮した市内循環バスのルート設定を検討する。	・市民のニーズに沿ったデマンド交通の検討 ・観光客向けルートの充実
●市内公共交通事業者と市・市民との協力体制を築く。	・市内公共交通事業者と市及び市民との意見交換機会の充実

③ インフラ整備について

まちづくりの方向性	取組みアイデア
●河川環境を保全する。	・河川改修の推進 ・濁水期通水による河川の浄化
●上下水道施設の耐震化を推進する。	・上下水道施設の耐震化
●下水道普及率を向上させる。	・下水道整備の推進 ・水洗化率向上のための普及啓発
●都市ガス網の充実を図る。	・都市ガス網充実に向けた事業者への働きかけ

特に進めるべき「重点的な取組み」

●ユニバーサルデザインによる歩道の整備（歩道のバリアフリー化など）

- ・高齢者も安心して出歩けるまちを実現するためにも、歩いて暮らせるまちづくりが必要不可欠であり、そのためには、道路整備の視点を「車中心」から「歩行者・自転車」へと転換し、市民との合意形成を図りながら優先的な路線を選定し、計画的に整備することが必要である。

【優先的整備路線（案）】

国道 125 号、市役所～水城公園周辺、行田市駅～主要地方道行田東松山線（産業道路）、各小中学校周辺、観光ルート（足袋蔵、中心市街地周辺）

●市民のニーズに沿ったデマンド交通の検討

- ・市内循環バスはルートや本数、運行時間帯が不便であり、利用者が少ない。
- ・市民の利便性向上を図り、乗車人数を増やすことが求められており、デマンド交通の導入により、気軽に目的地に行けるような交通手段を確保する必要がある。
- ・市民利用に限らず、観光客向けの総合的なデマンド交通など、行田市オリジナルの交通手段として幅広い利用も検討する。

3) 「魅力を高める」に関する市民提案

テーマ	分野	人数
魅力を高める	自然環境（水と緑）、景観、歴史・文化、レクリエーション	9名

① 地域資源について

まちづくりの方向性	取組みアイデア
●自然環境を保全・活用する。	・ビオトープの整備 ・公園等に苗木を植えることによる、森づくりの推進
●歴史資源を掘り起こし、保全する。	・歴史資源の掘り起こし
●地域資源の保全手法を検討する。	・買い上げを含めた保全・活用方法の検討
●地域資源の維持管理に、ボランティアを活用する。	・ボランティアによる、地域資源の維持管理の仕組みづくり
●地域資源をつなぐルートを設定する。	・地域資源をつなぐルートの設定（市民と行政による検討委員会による検討）
●地域資源の案内板を充実させる。	・地域資源をつなぐルートへの案内板の設置（案内板への企業広告、企業からの出資を募る）
●自転車で回れるまちづくりに向けた環境整備を進める。	・自転車道の整備（マナー教育も必要） ・利用しやすいレンタサイクルの充実（有料化）
●観光客にとって利用しやすい交通手段を整備する。	・地域資源（観光拠点）をまわる市内循環バスの充実（季節ごとのルートのあり方検討） ・利用状況に応じた市内循環バスの運行
●情報発信の体制づくりや既存の発信手法を見直し、改善する。	・観光情報の一元化 ・ホームページのわかりやすさと利便性の向上（市HPから他団体へのリンクの充実）
●市民一人ひとりが、行田市の宣伝ができるようにする。	・市民がまちについて学ぶ機会の充実

② レクリエーションについて

まちづくりの方向性	取組みアイデア
●公園・緑道等を気持ちよく安全に利用出来るように維持管理する。	・水城公園や忍川等の河川の水質浄化
●資源（拠点）を結び、アクセスをわかりやすくする。	・主要な拠点を結ぶ緑道の整備 ・地域資源を結ぶサイクリングコースの整備
●市民が身近でスポーツに親しめる環境を整える。	・身近なスポーツ施設の充実
●市民や観光客がホッとできる場を整備する。	・休憩スペースの確保（市民や事業者によるトイレ・休憩場所の提供）
●行田らしさを生かしたおもてなしのできる環境を整える。	・郷土料理を提供する場の整備 ・風車エネルギーを活かした喫茶スペース等の創出の検討

特に進めるべき「重点的な取組み」

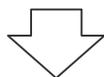
● 「水がきれいなまち 行田」の実現

●行田市は「水」がキーワード

- ・総合振興計画において「豊かな水辺環境」がうたわれている。
- ・「豊富な水」というキャッチフレーズがよく使われているが現状とあっていない。
- ・水が豊かだったおかげで、古代からの歴史がある。

●「水」がきれいになることは、市民の永年の夢

- ・水がきれいになると、水辺が楽しくなり、人が集まる。
- ・一人ひとりが「きれいにしよう」という気持ちを持つようになる。
- ・動植物の生態系が豊かになり、子どもたちが自然に親しむことができる。



「水がきれいなまち 行田」を実現するためには、渇水期通水による水質浄化が必要不可欠である。そのためには、①武蔵水路や酒巻導水路の水を活用する、②井戸を掘り、地下水を活用する、③雨水を活用する、などの取組みによって渇水期通水を実施することが必要である。

4) 「にぎわいをつくる」に関する市民提案

テーマ	分野	人数
にぎわいをつくる	中心市街地と駅周辺のまちづくり、産業振興（農・工・商）、観光	8名

① 秩父鉄道行田市駅周辺・中心部のまちづくりについて

まちづくりの方向性	取組みアイデア
●高齢者にやさしい商店街など、商店街の差別化による活性化を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・商店街の個性化・差別化の推進 ・高齢者向けサービスの充実（例えば高齢者の荷物を運ぶ「御用聞き」スタイルのサービス） ・市内ウォーキング企画による商店街の活性化
●商店街の再編・集約を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・空き店舗の再編による専門店ゾーンの形成 ・経営意欲のある店舗の集約化・テナント誘致 ・商店街「特区」をつくる（税の減免措置等）
●人が集まる場所を創出する。	<ul style="list-style-type: none"> ・繁華街の整備、空き店舗を活用した休憩所の創出 ・観光物産店の整備 ・多様な地域資源とのタイアップ（着物・煎餅・のぼりの城・蔵）
●商店街のPRを推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・体験できる施設（藍染・勾玉）のPR強化 ・魅力ある参加型イベントの実施 ・JRや秩父鉄道、関係機関との連携によるPR実施

② JR行田駅周辺のまちづくりについて

まちづくりの方向性	取組みアイデア
●個別計画に基づき、戦略的に開発を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・計画的・戦略的・具体的な開発の推進 ・様々な機能（店舗・子育て支援・会議・宿泊・広域防災）を集約した高層ビルの開発
●人口流出に歯止めをかけるための施策を充実する。	<ul style="list-style-type: none"> ・バス路線や鉄道ダイヤの見直し ・子育て施設・保育園の整備 ・規制緩和によるマンション開発の誘導など、人口増加につながる施策の充実

③ 観光について

まちづくりの方向性	取組みアイデア
●観光客の目線から、観光施策を見直し、必要な取組みを進める。	<ul style="list-style-type: none"> ・観光サインやマップの統一、見やすい観光案内標識づくり ・信号や駐車場に名称をつける ・神社仏閣の説明板の充実 ・格安観光ツアーやタクシー代行車の活用
●観光客が訪れたいくなる施設・環境を整備する。	<ul style="list-style-type: none"> ・行田ブランドを全て揃えた物産館の整備 ・飲食店等の前の休憩所やベンチ等の充実 ・観光（おもてなし）に対する行田市民の意識改革
●行田ブランドを創出する。	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな行田ブランド（食べ物）のアイデア募集 ・地産地消による飲食店の展開 ・貸し農園、家庭農園の充実
●自転車で回れるまちづくりを進める。	<ul style="list-style-type: none"> ・サイクリングロードの整備 ・観光ルートのカラー舗装化
●観光客に分かりやすい案内やガイドを充実させる。	<ul style="list-style-type: none"> ・ガイドボランティア（説明ボランティア）の結成 ・観光資源を活用した定期的なイベント（桜めぐり、古墳や足袋蔵等の日本史めぐり）の開催
●観光に関するPRを強化する。	<ul style="list-style-type: none"> ・「行田市」から「忍城市」へ改名 ・駅名を「JR 忍城駅」「秩父鉄道 忍城市駅」へ改名 ・観光協会をトップとした体制の見直し・一元化 ・民間主体のシンクタンクの結成 ・ホームページやパンフレットの見直しと充実 ・様々な媒体を活用した情報発信の強化（行田の祭りを全国にPR） ・テレビ番組（まちの紹介）の放映権の買取り
●小・中学生に行田の魅力を伝え、愛着を育てていく。	<ul style="list-style-type: none"> ・小・中学生を対象とした「行田の魅力」を伝える講習の実施

④ 教育について

まちづくりの方向性	取組みアイデア
●人を呼び込むために、教育に関して県下一のまちを目指す。	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園・保育園、小・中学校、高等学校の教育環境の充実

特に進めるべき「重点的な取組み」

● 観光を取り巻く体制の見直し・一元化

- ・観光資源は豊富にあるが、観光に関する情報がばらばらで観光客に分かりづらく、観光・文化に対する市民の意識も低い。
- ・そのため、観光を取り巻く体制の見直しや情報発信の一元化が求められており、民間を主体とするシンクタンクの結成や民間の視点を活かした新たな観光資源の活用などが必要である。
- ・また、観光分野に限らず、一元化された連携体制をあらゆる分野において発展させることが必要である。

● 商業や産業・あらゆる分野での「特区」の創設

- ・個人商店などによる個々の取組みにはもはや限界があるため、行政主導のもと、民間企業や専門家、市民を巻き込んだ特区制度の導入が必要である。
- ・例えば、商店街特区では、助成制度や法人税・固定資産税等の減免措置をとるなど、メリットを付加することで人が集まるようにする。
- ・商店街に限らず、産業特区による企業誘致、教育分野や子育て分野などの特区を定め、税収効果等の長期的な視野で人を呼び込むことも検討する。

● 「行田市」から「忍城市」へ改名

- ・多くの人を呼び込むには、インパクトのある取組みで全国的な知名度を上げる必要があり、「忍城市」への改名を望む市民の声や後押しを受けて、行政主導で改名に取り組む。
- ・また、鉄道事業者と協議し、駅名についてもそれぞれ、秩父鉄道「忍城市駅」、JR「忍城駅」へ変更する。

5)「まちづくりの推進」に関する市民提案

① 市民参加について

まちづくりの方向性	取組みアイデア
●市民参加を広げるための PR を行う。	・ 広報誌等を活用した、幅広い世代への市民参加の意識啓発 ・ 自治会、企業等への PR と協力依頼
●市民活動グループと連携したまちづくりを進める。	・ 市民活動グループとの連携
●市民の声を聞く体制づくりを進める。	・ 市民意識調査の活用 ・ 定期的に市民の声を聞く機会の設置

② 計画の推進について

まちづくりの方向性	取組みアイデア
●計画の進行管理を行う。	・ 計画の進行管理体制の整備 ・ 進行管理に関する情報の公開
●市民まちづくり会議を継続する。	・ 市民まちづくり会議の継続

参考資料 用語解説

あ 行

●意見交換会 (p8,p9,p156,p157,p162)

行政が作成した案について、市民が自由に参加して意見交換を行う広聴型会議のこと。

●エコタウン (p80,p159)

廃棄物の抑制やリサイクルの推進などによって、地方自治体が地域住民や地域産業と連携して進める、環境と調和したまちづくりのこと。

●NPO (p89,p94,p112,p123,p125,p155~157)

Non Profit Organization (非営利活動団体) の略。公益的な活動を自発的に行う民間団体のことであり、「民間非営利団体」などと訳される。NPO 法人とは、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した団体をいう。

●オープンスペース (p63,p87,p91,p125)

公園・広場・河川・農地など、建物によって覆われていない土地、あるいは敷地内の空地の総称のこと。

●屋外広告物 (p47,p106)

常時または一定の期間、屋外に継続して表示される看板や張り紙など。

か 行

●開発許可制度 (p81,p106,p140)

建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為に対して、道路や公園等の公共施設の整備などに必要最低限の水準を保たせることにより、無秩序な市街化を防止し、良好な宅地環境を形成することを目的とした制度。

●合併処理浄化槽 (p45,p101,p148,p159)

し尿と生活雑排水(台所、風呂、洗濯等に使用した水)をまとめて処理する浄化槽のこと。し尿のみを処理する単独処理浄化槽に比べて、河川等公共水域の汚濁を軽減する効果がある。

●環境負荷 (p54,p58,p59,p62~64,p72,p77,p154,p158)

人の活動が環境に与える影響であり、環境の保全上の支障のおそれのあるもの。

●観光資源 (p33,p49)

観光客を集める役割を担う、景色や風物、史跡などのこと。

● 幹 線 道 路 (p13,p20,p35,p37,p47 ~

49,p60,p67,p69,p80,p86,p100,p106,p111+2,p132,p136,p138,p141, p141,p145,p149,p159,p160)

近隣市を結ぶ広域交通を担う県道や、都市拠点と農村集落地などを結ぶ主要な幹線市道のこと。

●供給処理施設 (p33,p43,p45,p144)

暮らしを支える上下水道・浄水場・ごみ処理場・火葬場などの施設のこと。

書式変更: フォント: (英) Century,
(日) MS 明朝, 10.5 pt

●協働（p13,p54,p55,p62,p67,p71,p95,p107,p123,p132,p154~157,p162）

複数の主体が目標を共有し、目標達成に向けて、それぞれの自主性・自立性の下に相互に補完し協力し合うこと。

●緊急輸送道路（p100）

大規模な地震等の災害が発生した場合に、救命活動や防災拠点への物資輸送を円滑に行うために指定された、広域幹線道路や幹線道路のこと。

●区域区分（p16）

市街化区域と市街化調整区域に区分すること。

●景観条例（p107,p156,p161）

良好な景観形成を目的として制定される条例のこと。

●下水道計画区域（p30）

将来的に公共下水道による整備を行うことを定めた区域のこと。

●下水道普及率（p30）

総人口に対して下水道を利用できる人口の割合のこと。

●建築協定（p107,p132）

建築基準法に基づき、良好な住環境の形成を図るため、地権者等が一定の区域内の建築物の敷地の規模や用途、意匠等に関して定めた私法上の協定のこと。

●広域幹線道路（p20,p33,p39,p70,p73,p89,p149,p159）

産業や観光を活性化するため、インターチェンジなどへアクセスする地域高規格道路や一般国道のこと。

●高次教育機関（p71,p95,p111,p155,p157）

大学・大学院や高等専門学校などの高等教育施設のほか、企業の研究所や公的研究機関等のこと。

●交通結節機能（p33,p38,p79,p80,p88,p124, p128~130,p132,p133）

複数または異なる交通手段を相互に接続する交通結節点において、乗り換えが円滑に行える機能のこと。

●合流式下水道（p101）

雨水と家庭などから排出された汚水を、一つの管で流す下水道。

●交流人口（p13,p49,p54,p55~57,p109）

通勤・通学、スポーツ、買い物、観光などを目的に、市外から市内に入ってくる人数のこと。

●~~高齢者向け共同住宅（p43,p99,p125）~~

~~高齢者が安心して住むことができるようにバリアフリーなどの設備面や、介護・医療と連携し高齢者を支援するサービスを提供する共同住宅のこと。~~

●国土利用計画（p13,p116）

国土利用計画法に基づき、土地の利用に関する基本的事項について定めた計画のこと。

●コミュニティ（p36,p41,p43,p44,p58,p59,p65,p67,p71,p81,p91,p95,p99,p123,p138,p146,p156）

一定の地域に居住し、互いに同じ集団に所属するという意識を持つ人々の集団、地域社会、共同体のこと。

用語解説-2

さ 行

●里親制度（アダプト制度）（p89,p95,p161）

ボランティアで清掃美化活動を実施する住民団体などを道路などの里親として認定することにより、快適で美しい生活環境づくりを推進するとともに、愛護思想の向上に寄与することを目的とした制度のこと。

●産業拠点（p69,p80）

工業団地や、情報・通信、エネルギー、リサイクルなどの新たな産業や研究開発機関などが集積し、快適な産業活動と雇用創出の場となる拠点のこと。

●市街化区域（p16,p24,p26,p34,p73,p116,p118,p141）

都市計画法に定める都市計画区域のうち、**すでに既に**市街地を形成している区域及び今後優先的にかつ計画的に市街化を図るべき区域のこと。

●市街化調整区域（p24,p73,p79,p116,p136,p140,p144）

都市計画法に定める都市計画区域のうち、市街化を抑制する区域のこと。

●自然的土地利用（p13,p22）

農地や山林などで区分される土地利用のこと。

●市民会議（p156,p157,p162）

公募市民等を中心に構成し、条例や計画などの案を検討し、行政に提言する検討型会議のこと。

●社会増加（p15,p43）

転入者数が転出者数を上回ることにより、人口が増加すること。なお、社会増加に対して、出生者数が死亡者数を上回ることにより、人口が増加することを自然増加という。

●住環境（p33,p36,p37,p40,p41,p43,p58,p59,p77,p80,p82,p97,p120,p125,p126,p138,p146）

住まいの場をとりまく安全性・利便性・快適性などの自然環境や社会環境のこと。

●循環型社会（p55,p58）

製品の再利用やリサイクルによる再資源化などにより、環境への負荷ができる限り低減された社会のこと。

●人口集中地区（DID地区）（p23）

人口密度が40人/ha以上の国勢調査の調査区が集合し、1km²当たりの人口が5,000人以上となる地域のこと。DIDは「Densely Inhabited District」の略。

●水洗化率（p30）

下水道が利用可能になった区域内に住む人のうち、実際に下水道に接続している人の割合のこと。

●生活道路（p37,p66,p67,p84,p86,p87,p137,p141,p145,p149,p159,p160）

主として地域住民の日常生活に利用される道路で、自動車の通行よりも歩行者及び自転車の安全確保が優先されるべき道路のこと。

●**総合振興計画**（p6,p13,p55,p154,p163）

市における最上位計画であり、総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想及び基本計画のこと。

●**総合治水対策**（p100）

流域における保水・遊水機能の維持、浸水被害を抑える土地利用方法など、河川と流域の両面から水害の軽減と防止をはかる治水対策のこと。

た 行

●**地域公共交通**（p38,p49,p67,p69,p74,p81,p84,p87,p114,p133,p141,p149,p160）

地域住民の日常生活における移動手段や、来訪者の地域内における移動手段となる公共交通のこと。具体的には、市内循環バスやデマンドバス、タクシーなどをいう。

●**地域資源**（p31,p33,p40,p41,p46,p48～50,p55,p62,p68～70,p73,p109,p111,p112,p120,p144～146,p149）

地域に存在する自然、産業、歴史、文化などの特徴的で魅力ある資源のこと。

●**地域生活圏**（p65,p66,p74,p77,p81,p84）

主に市街化調整区域で、都市生活圏をとりまく周辺のエリアのこと。

●**地区計画**（p82,p95,p107,125,p132,p156,p162）

一体のまとまりのある区域について、良好な市街地環境を形成又は保持するため、用途地域で定められている建築のルールを更に規制又は緩和することにより、地域の特性に応じたルールを定めることができる制度のこと。

●**超高齢社会**（p54,p60,p61,p84,p99）

高齢化率（65歳以上の人口が総人口に占める割合）が21%を超える社会のこと。なお、7%以上を高齢化社会、14%以上を高齢社会という。

●**長寿命化**（p45,p89,p95,p101）

事後的な維持管理から適切な維持管理や予防的な維持管理に転換し修繕などにより、施設の長期利用を図ること。

●**定住人口**（p13,p43,p56～58）

市内に居住する人数のこと。

●**低未利用地**（p69）

長期間にわたり利用されていない未利用地や、周辺地域の土地利用状況に比べて利用の程度が低い用地のこと。

●**デマンド交通**（p38）、~~デマンドバス~~（p-87,p124,p141,p149）

ルート・乗降場所などを利用者の要望に応じて決定する公共交通サービスのこと。~~デマンドバスとは、一定の地域内で利用者の呼び出しに応じて不定期に運行される小型バスのこと。~~

●**都市機能**（p33,p34,p36,p58,p62,p64～66,p73,p77,p79,p119,p120,p130）

用語解説-4

都市自体が持つ機能で、商業・業務・居住・文化・教育・福祉・行政・交通・観光など、市民生活や企業の経済活動に対して影響を及ぼす機能のこと。

●都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（p6,p13）

都市計画区域マスタープランとも呼ばれ、都市計画区域における都市計画の基本的な方向性を示すものとして県が定めるもの。

●都市計画公園（p95）

都市計画法に基づき都市計画決定された公園緑地のこと。

書式変更：フォントの色：赤，二重取り消し線

●都市計画審議会（p8）

個別の都市計画を決定する際に、諮問や意見聴取に応じて審議を行う市の附属機関のこと。

書式変更：フォントの色：赤，二重取り消し線

●都市計画道路（p13,p25,p86）

都市計画法に基づき都市計画決定された道路のこと。なお、「改良済み延長」とは、計画幅員のとおりに整備された道路の延長で、「概成済み延長」とは、都市計画道路として同程度の機能を果たしうる現道（概ね計画幅員の2/3以上）が整備された道路延長のことをいう。

書式変更：フォントの色：赤，二重取り消し線

書式変更：フォントの色：赤，二重取り消し線

●都市計画法第34条第11号区域（p79,p159）

都市計画法に基づき、市街化調整区域内で道路や排水施設など、一定の都市基盤が整っている集落において住宅などの建築が可能となる区域のこと。

●都市公園（p28）

都市公園法に基づき設置される公園、緑地及び緑道のこと。

●都市生活圏（p65,p66,p74,p77,p80,p84）

都市拠点の外側に広がる市街地で、主に市街化区域のエリアのこと。

●都市的土地利用（p13,p22,p118,p136,p144）

住宅・商業・工業・公共公益などで区分される土地利用のこと。

●土地区画整理事業（p26）

土地区画整理法に基づき、宅地の形状を整え、道路や公園などの都市基盤を整備していく事業のこと。

な 行

●内水（p100,p124,p132）

堤防などで守られた内側の土地（人が住んでいる場所）にある水のこと。これに対して、河川の水を「外水」と呼ぶ。

●農業振興地域（p24,p93）

農業振興地域の整備に関する法律（農振法）に基づき、県知事が定める農業振興地域整備基本方針により指定される、農業を推進することが必要と定められた地域のこと。

書式変更：二重取り消し線

●農村集落地（p33,p36,p47,p58,p65,p66,p74,p77,p81,p84,p86,p138,p140）

主に市街化調整区域内において、数戸以上の社会的まとまりが形成された集落のこと。

●農用地区域（p24）

市が策定する農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地として定められた区域のこと。

は 行

●パブリックコメント (p8,p9)

条例や計画の策定に際してその案を公表し、市民などの関係者から提出された意見・情報を考慮して意思決定を行う手続きのこと。

●バリアフリー (p39,p99,p124)

「社会生活をしていく上で妨げとなる障壁(バリア)となるものを除去(フリー)する」という意味で、建物や道路における段差など、生活環境上の物理的な障壁を取り除くことの総称のこと。

●PDCA サイクル (p154,p163)

Plan(計画)、Do(実行)、Check(検証)、Action(改善)の頭文字を取った「計画・実行・検証・改善」を継続的に繰り返す仕組みのこと。

●ビオトープ (p93,p99)

ドイツ語のBio(生物)とTope(場所)の合成語で、生物が共存共生できる生態系をもった場所のこと。

●不燃化 (p44,p100)

住宅などの建築物を燃えにくい構造にすること。

●防火地域・準防火地域 (p82,p100,p124)

都市計画法における地域地区の一つであり、市街地における火災の危険を防除するため定める地域のこと。

●ポケットパーク (p87,p125)

道路沿いやまちなかの小さな空き地につくる休憩場所のこと。

ま 行

●まちづくり人口 (p13,p54,p56,p57)

定住人口と交流人口を合わせた人口のこと。

●まちなか居住 (p66,p74,p79,p119,p120,125)

車に頼らず、歩いて生活できるまちなかの利便性を活かした居住形態のこと。

●緑の基本計画 (p91,p161)

都市緑地法に基づき、緑地の保全や緑化の推進に関する事項などを定める基本計画のこと。

や 行

●屋敷林（p36,p40,p93,p137,p138,p140）

防風や防雪を目的として、主に住宅の周囲に配置された樹木のこと。

●遊水機能（p81）

水田などにおいて、雨水や河川の水が流入して一時的に貯留する機能のこと。

●ユニバーサルデザイン（p39,p43,p66,p87,p99,p124,p132）

年齢の違いや障がいの有無などにかかわらず、すべての人が快適に利用できるように、初めから製品や建造物、生活空間などをデザインすること。

●用途地域（p82）

都市計画法における地域地区の一つであり、土地の合理的な利用を図るため、住宅地、商業地、工業地などの種類に区分し、建築物の用途や容積率、建ぺい率など土地利用を定めるもの。12種類の地域がある。

ら 行

●ラッピングバス（p87）

バスを広報媒体として使用するため、車体にデザインを印刷したフィルムを貼り付けたバスのこと。

●歴史資源（p66,p69,p73,p111,p125,p149）

歴史的な背景を持つ史跡・建造物・工芸・伝統芸能などのこと。

●六次産業（化）（p70,p111）

農業や水産業などの第一次産業が食品加工（第二次産業）、流通・販売（第三次産業）にも業務展開している経営形態のこと。また、このような経営の多角化を六次産業化と言う。

●連携（p34,p37～39,p79,p84,p87,p89,p94,p99,p101,p111,p112,p123,p125,p141,p154～157,p162）

同じ目的を持つ主体が互いに連絡を取り合い、協力して物事に取り組むこと。